

平成23年6月22日（水曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

事務局長	佐藤 広志 君
------	---------

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 広志

上席主幹兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤 孝志

主 事

加藤 優美子

議事日程 第2号

平成23年6月22日（水曜日）

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 報告第 1号 平成22年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 4 報告第 2号 平成22年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第 5 議案第52号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について

第 6 議案第53号 東日本大震災による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例制定について

第 7 議案第54号 東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例制定について

第 8 議案第55号 財産の取得について

第 9 議案第56号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会2日目でございます。本日は気温が上昇するという天気予報もございますので、健康管理には皆さん、十分ご注意願います。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番山内昇一君、6番山内孝樹君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告5番鈴木春光君。質問件名、1. 生命と財産が守られる復興ビジョンは。2. 学校教育について。3. 早急な農業振興対策は。以上3件について、一問一答方式による鈴木春光君の登壇発言を許します。12番鈴木春光君。

〔12番 鈴木春光君 登壇〕

○12番（鈴木春光君） 初めに、3月11日、大震災犠牲者の皆様に追悼の誠を捧げます。ご冥福をお祈りいたしたいと思ひます。

また、震災復興に支援をくださいましたすべての皆様に、心から御礼を申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。

12番は、議長の許可を得ておりますので、一般質問を行います。質問方式は一問一答方式でございます。質問事項については、命と財産が守られる復興ビジョンは、町長にお尋ねいたしたいと思ひます。

過日提案されております町民が安心して暮らせるまちづくり復興基本構想案でも述べられておりますが、命と財産が守られる復興ビジョンについてのお尋ねでございます。町長は常々、「私の最大の責務は、町民の命と財産を守り続けられるまちづくり」と述べてまいられまし

た。防災庁舎を建てる時にも、毎年行われる防災訓練でも考えを新たに話すことに聞き入ってまいりました。

3月11日の地震と大津波は、だれもが予想だにしない多くの犠牲者と甚大な財産を失ってしまいました。被災地を見るたびに心の痛みはぬぐい切れるものではありませんでした。この災害復興に対してのビジョン構想、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告5番、鈴木春光議員のご質問であります、生命と財産が守られる復興ビジョンはということについてお答えをさせていただきたいと思います。

本町は、このたびの震災、とりわけ高さ16メートルにも及ぶ巨大津波により市街地及び沿岸部を中心にほとんどの生活基盤が失われ、そして、何よりも尊い人命が数多く失われました。1000年に一度と言われる大災害であり、だれしもが予想し得なかったものとはいえ、このことは町長として無念であるとしか言いようがありません。そして、この未曾有の災害から迅速に町をよみがえらせ未来に誇れる町をつくり出すことは、私たちの責務であるとも考えております。

その点からも議員お尋ねの生命と財産が守られる復興ビジョンにつきましては、現在策定を進めております復興計画の根幹をなすものであります。震災から復興ビジョンの概要につきましては、後ほど特別委員会において詳しくご説明をいたします。復興基本方針の素案に明記しておりますが、基本的にはどのような災害においても命が守られ、さらに一定程度の災害に関しては、生命と財産が守られる、いわゆる防災、減災、命の確保を新たな町のデザインの基本として考えていくこととしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 町長、お話しのとおり、全く想像を絶するというような未曾有の災害でございましたけれども、想定外、町長だけでなくよく聞く話でございますけれども、災害に想定基準というものはないと思います。マニュアルどおりにいかないのが震災であります。瞬時に起きるからであります。いつどこで何が起きるかわからないのが震災でございます。そんなふうにも受けとめているわけでございますけれども、お話しのとおり、防災、減災を考えながら復興計画を進めたいと。それは後の特別委員会でお話をさせていただくということでございますけれども、私の質問にもお答えをいただきたいと、そんなふうに思います。

目標実現に向けてスピード感を持たなければならないということで町長は述べております。それは復旧・復興計画が基本構想の中にはあるんだけど、どういうことにスピード感を持つかということで、復旧・復興を並行して考えなくてはならないということの中でまずもってお尋ねしておきたいと思います。

被災地あるいは避難民からよく聞かれる話でありますけれども、都市計画、つまり市街地形成はどう考えているのか、そろそろ町民に示してもらってもいいんでないかと。それはやっぱり避難先でも仮設に入っている、そろそろ自分の仕事というものをつくっていかないと生活ができないというような話がよく聞かれるわけございまして、端的に申しますけれども、市街地、つまり現在、地盤沈下しているところに100日たっても満潮時には道路の浸水が見られるわけです。それで、そこに果たして宅地を元通りに建ててもいいのかとか、はっきりしてほしいんだと。立ち入り制限はいつまでなのかとか、本当に国では土地を買い上げてくれるのかというようなことが聞かれる話でございますけれども、同時進行という場合にはその復興計画も立ち上げてもいいんじゃないかと、これが1点でございます。

さらに、2番目として行政機能を正常化に取り戻す、そういう意味合いでは庁舎あるいは学校施設、病院はどこに建てるんだらうと。主要3大施設とでも申しますか、そういうことで、こういうことをはっきり示してもいいんでないかなというふうに思います。

さらには、復興ですから、三つ目に、ライフラインの復旧進度も相当進んでおるわけでございますけれども、電気、電気の中でも今回送電がおくれたということは変電所の位置に問題があったんじゃないかというふうに思うんです。その位置が仮変電所ということで新井田につくられてあるわけなんですけれども、その変電所を例えば電気の場合だったらどこにつくのかということとか、あるいは水道だったら水源地が現在の行場地区、あるいは大雄寺前の水尻上の田尻畑でいいのか、それでいいのかと。水源地をどこに持っていきたい、どこに設置していききたいという復興案です。これを示してほしい。それから、町道、奥尻の市街地を昨年、行ってまいりましたけれども、町道、つまり避難道を都市計画とともにどういうふうにつくってあるかというのを、やっぱり家を建てる前にそういうことを考えたそうございまして、そういうことはどうなっているんだ、こういうふうにしたいという、そういうことを参考にしながらでもやるべきでないかと、あるいは電話施設、いろいろあるんですけれども電話の場合だったらどうだと。

なぜこういうことを聞くかという、今回の災害は瞬時にしてすべてを失ったからであります。そのためにライフラインの復興がおくれているのではないかなと、そんなふうに考える

ので、この点をお尋ねしたいと思います。

2回目にこの3点を一緒にお聞きしたいと思います。お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何点かご質問でございますのでお答えをさせていただきますが、町民の皆さん、生活を再建したいということで皆さんがそういうお持ちを持っているということについては、十二分に私も理解をいたしております。そのための方向性を早く示してほしい、そのための復興計画の策定でございますので、ご案内のとおり、復興計画の策定につきましては、ことしの9月を目標に復興計画を策定するという段階になっておりますのでひとつご理解をいただきたいと思います。

細部、いろいろご質問ございますが、基本的にはその復興計画の策定の中で公共施設の場所をどこにするのかとか、そういう問題が入ってまいります。そこはひとつご理解をいただきたいと思っておりますが、それから、水源地の話でございますが、基本的に電波探査をいたしまして町内ですべて賄える水量ということを調査した結果として田尻畑ということでございまして、そういう観点で我々とすれば、田尻畑のほうから水源を引っ張るという状況で今、鋭意努力をしているところでございます。

それから、変電所の位置でございますが、変電所が残っても基本的に電柱がご案内のとおりすべて倒れてしまいました。そういった関係で変電所が残っても、電力の所長さんたちといろいろお話をしたんですが、変電所が残っても結局電柱が倒れてしまえば通電はできないということでございますので、あとは鉄塔等からそういった絡みもありましてそういった変電所の場所を決めていくということでございますので、これはある意味、電力さんのお考えでございますのでひとつその辺はご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど避難路の問題、お話ししておりましたが、私も、今回の災害で大変重要なのは、ある意味どこにいてもすぐ避難できる道路を整備するということが非常にこれからの復興計画を策定する中であって大変重要な位置を占めるだろうというふうに認識いたしております。そういった観点から、国道、それから県道、あるいは町道のみならずどこからでも高台に避難をできる、そういった道路整備をしていくということが大変肝要だろうというふうに認識をいたしておりますので、今後の復興計画の中でそういった議論もしていただくというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 復興基本計画が素案でしたけれども第1回目はお示しあったんですけれ

ども、この後、復興についての素案が提示されるということですがけれども、9月までに提案を町長されるということは、スピード感からすれば、ただいまの質問等々ぐらいの基軸をなすといえますか、とりあえず考えなければならぬぐらいのお示しは、9月ぐらいの素案提示までには待てないんじゃないですか。やっぱり復旧・復興同時に並行して進めるというのが町長の考え方で述べておられたんですから、そういうふういち早く示しをして、簡単なことでないべがね。3カ月、100日過ぎたんだから、その仮設住宅を建てた後に庁舎を建てるのに適当な場所だとか、あるいは町の中央にもし市街地形成する、住宅地をつくるとなれば、小学校の前あたりの高台に、どこの山だからわからないけれどもあそこらに建ててもいいんでないとか、そういう復興計画が即座に判断される時期じゃないかなと私はこういうふうに思いますよ。

なぜかという、町民は、避難民は時がたてばたつほどどういう状態になるかということは、町長、言わなくてもわかると思うんだけど批判だけが集中してくるんですよ。示ししておいて交渉に当たる、そういうような手法はいかがですかね。あるいは宅地を建てる時に裏山に道路をつけるときに重機がないとなかなかはかどらない。そういう意味で建てる前にそれでは避難道を何ぼも考えましょうと。1本2本でわかんない、避難路というのは。奥尻ではそうでしたから。そういうような考え方を進めていく、あるいは電気と水道でございませけれども電気がもっと早く引けたらなど、そういうような思いが今回の災害でどの避難場所であっても家庭であってもありました。だから、太陽光電気が配られたときは本当にありがたいなというのは実感として避難民も住民も、被災を受けなかったところの住民も感謝をしていたようでございます。そういうことで、ぜひこれを早めてもらいたいなど。

もちろん、水源もそうです。1カ所に寄せてから上げて、低いところから高いところに送るから時間がかかるんですよ、これは。電気がなかったとき落差でも来るぐらいの水源地確保が私は今回は見直されてしかるべきだと、こういうふうに思います。例えば入谷に水源地をつくれれば、落差ですよ、100メートルも150メートルもあります。そういうところから送水管が壊れていなければ、即使える水が、あるいは飲料水として水ができるんじゃないかと、そんなふうに思いますので、私は復興に向けてこういう提案をしていきたいなと思って町長の考えを聞きながら、ぜひ復興に向けた提案提示をしていただきたいと思います、どうですか、このことについて。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 鈴木議員の意見は意見としてお聞きをさせていただきますが、基本的に

鈴木議員の考え方と残念ながら私は相入れないと思います。

今回の大災害につきましては、県のほうでも示しておりますが、財源的にこの南三陸町だけで1,000億円を超すという状況でございます。県とか町とか、そういう状況の中で復興できる、そういうレベルの災害ではございません。したがって、国がどういう財政制度あるいは支援制度、先ほどお話しありましたが、国が果たして土地を買い上げるのか、あるいは山を削って覆土をする財源を直轄事業ですべて見てくれるのか、そういう状況を見定めながら復興計画をつくっていかなければ、まさしく絵にかいたもちになってしまいます。町だけでやれる事業でしたらば、もうすぐにでもできることは簡単です。しかしながら、そういう状況ではないということをひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、入谷から水源をとって流すというお話でございます。水源がないから今の場所で水源をそこに見つけて流しているわけでございますので、水源がないところに穴を幾ら掘っても水は出てきませんのでその辺はひとつご理解をいただいて、とにかく今、我々とすれば、早くこの計画をつくりたいという思いがございますが、いずれにしても、それにはすべて県もかわり、国もかわり、鈴木議員も議員が長いわけでございますので町単独で勝手にやれるわけでないというのは十分ご承知だと思います。その辺は十分ご理解の上にその辺のお話をいただければというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 町長の言われるとおりでありますということにはいかないんですね。やっぱり国の支援がなければ、それはなるほど今回の災害についてはできないと思いますよ。そのとおりであります。でありますけれども、国が示したとおりにいかないのがあると思うんですよ。南三陸町の住民を守るためにどういう市街地形成をしたらいいとか、発展させていくかということの一番大切な計画ですよ、これはビジョンですよ。そういう意味合いでは、やっぱり町民の考え方も入れた、これからやるということで先に素案として提示するために復興委員を策定したんでございますけれども、この委員会議もやられたと言うんですけれども、やはり国の支援をもらうためには国の復興計画のとおりにはいかないんだ、あるいは県の方針どおりだというのは、これは南三陸町の住民を守ることに果たしてつながるのかなという思いすらするわけでございますから、十分南三陸町としての基本構想を立ててもらいたいなど、そんなふうに思うものでございます。必ずしも国の、あるいは県の方針が適切だと、あるいはそれは町民の命を救うのに全く適切だというような判断だけにはいかないと思うんです。つまり生活を支えるための業とする復興に向けて本当に県の指針、

国の指針が適切かどうかということで、とにかく地域住民の声も早めて、町民会議、予定ではあるんだけど9月になってから町民会議をやったんではだめなんで、今から少しスピード感を持って対応していただきたいと、そんなふうに思います。

まだまだたくさんあるんですけれども、いま一つ。道路の問題あるいは堤防の問題なんですけれども、16メートルの波が来るのにどういう堤防をつくったらいいかということも既に復興会議なるもので県の先生方、来たんですから話されたと思うんですけれども、例えば津波防災工学の国土交通省の先生などはどういうことを言っておられたか、こういうことも聞きたいし、それからもし町長は議員の中からも大胆な、あるいは斬新な発想のもとに今回の復興計画提案をしてほしいんだというような話もありましたのでひとつお尋ねしたいと思いますが、例えば今回残った松原住宅、大森住宅、これを基盤にした外枠の堤防、それをつくって上を道路にしてそれをアリーナまでつなげる、外枠ですよ。これだけの津波に耐えた住宅ですから、そういうことも考えにおいてはどうなのかなと。あるいは国の先生方、大学の先生方、つまり学識経験者と評される先生方はどういうふうに考えているのか。

そして、あれは根足が丈夫だったんですよね。私はあそこに建てるのは反対だったんだけど、町長の執行権について屈したような状態だったんだけど、今回はあそこに避難した人が子供を含めて20人ほどあったそうですけれども、根足があらわれております。いかにパイルくい、基礎くいが大切かというのをあらわしているようにも感じたわけで、そういう発想はどうでしょうね。根足をいかにするかというのは奥尻で見てきたんだけど、5メートルや10メートルでない根足なんです。少なくとも何十メートルというベルリンの壁が崩壊しなかったようにつくった外枠の防潮堤があったということも考えてみてはどうかという思いでございます。国の人たちは、こういう提案をしたらたまげるだろうけれども、南三陸町ではこうやってもらわなくてわかんないんだということを提示することが、私は一つとして必要だろうと、こういうふうに思います。このことについてはどうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興計画の策定には、何回も私、お話をいたしておりますが、計画そのものは町独自で決めていきます。町の主体性の中で計画は決めてまいります。先ほど来、県、国とお話ししているのは、そういった制度の、支援の問題の話でございますので、計画そのものは町で決める。

それから、もう1点、町民会議が来月には開催をいたします。そういった中で町民の皆さんのお声を聞くと。どうもスピードは上げろ、町民の声を聞け、その辺を両方入れていく考え

で我々もいますので、ただ、そういった段取りを踏んでいくということになりますと、やっぱりそういう時期にどうしてもならざるを得ないということでございますので、ひとつご理解いただきたい。

それから、いろいろ個別にいろいろご指摘いただきましたが、今我々、復興計画の中で大所高所にわたっての考え方ということで町全体をどうするかということで考えておりますので、その辺はひとつ今後の推移等を含めて議会の皆さん方にお示しをさせていただきますので、その際にまた改めてご議論をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 次に、移らせていただきたいと思います。

次、学校教育についてお尋ねいたします。

5月26日に開催されております、東日本大震災対策特別委員会に提示されました町内の小・中学校の在籍数は、当初見込み数1,427名に対しまして、始業時には363名という減となっております。なぜこのような事態になったのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番、質問の1についてはいいんですか。

○12番（鈴木春光君） そうですね。

1番について戸倉小学校、名足小学校、これは報告にもありましたように、非常な浸水施設災害があったわけです。そういうことで早期の復旧、あるいは開校、今、学校はしているんですけどもその学校を活用してその学校の開校はいつになるのかということでございます。非常に整備するまでには大変だろうと思いますし、学校を建てなければならないとすると、これまた大変であります。さらに戸倉中学校の場合は、一定期間経過した後は志津川中学校に通学させると、こういうふうにあるんですけれども、通学と統合は違うのか、その辺を聞いておきたいというふうに思います。この点についてお尋ねをいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 2番目の質問でございますが、通告内容とちょっと違ってありますが、基本的には通告に従った形の中で答弁をさせていただきます。

その前、第1点目のなぜ数が減ったんだというご質問でございますが、それにつきましては鈴木議員、篤とご承知だと思いますが、集団避難、あるいは町外にアパートを借りて転出したというご家族が多いということで、そういった人数が減ったということでございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

通告に従って答弁をさせていただきますが、今回の震災によりまして学校教育施設におきま

しても甚大な被害をこうむりました。中でも戸倉小学校、名足小学校、戸倉中学校の3校においては、校舎が使用不能となったために学校の位置を区域外、あるいは町内の他の学校に一時的に変更するなどの措置をとったところでございます。

1点目のご質問であります戸倉小学校と名足小学校の新築についてということでございますが、両校とも津波によりまして、戸倉小学校においては校舎が完全に水没、名足小学校は2階の床上25センチほどまで浸水をいたしまして、いずれも全壊あるいはそれに近い被害状況となっております。この2校の今後の復旧を考える上で、戸倉小学校は市街地である現在の場所での再開は困難であり、名足小学校におきましても校舎の躯体構造の被害は軽微であり修復は可能であるという調査結果もありますが、2階まで浸水をしたという事実などをどうとらえて復旧策を講じるか、いずれにいたしましても、今後の震災復興計画をまとめる中で慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

2点目の、戸倉中学校の志中への統合についてはいうご質問であります。合併前の旧志津川町におきましては、児童生徒数の状況を見きわめながら通学区域を、1中3小学校とすることが望ましいとの報告を教育委員会から受けております。南三陸町誕生後もその方針に変わりありませんが、戸倉地域復興のグランドデザインをどう描くか、またどのように新たな集落が形成をされるのか、さらには地域住民の意向などを総合的に判断をしながら取り組むべき課題だというふうに考えております。

今後、南三陸町の復旧・復興、ひいては国全体の発展を考える上では、次代を担う子供たちの希望を持って未来に向かって前進をしていけるような環境を整備すること、すなわち未来への投資が何より重要であるとの考えのもとに、教育行政を推進していく所存でありますので、ご理解をお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 町長答弁のように、減少の原因は避難所への移動、あるいは仮設住宅への移動というようなことであったということですが、お話しのとおり、被災を受けた学校、名足小、戸倉小については全壊に等しいんだと、開校不能であるというお話もされてあるわけなんですけれども、そういう中であっても今回の避難については、学校長あるいは教員の人たちだったと思うんですけれども、子供たちの避難誘導は本当に適切であったようにお聞きしております。そういう判断行動が犠牲者を余り出さなかったというふうに思います。最小限にとどめたということで、このことについては学校当局あるいは先生方に御礼を申し上げておきたいなと、そんなふうにも思います。

それから、そういうふうになった場合というのは、開校不能だというようなことになった場合にその学校の使い道をどう考えているか、あるいは学校は統合の方向へいかざるを得ないのではないかと、そんなふうに思いますので、このことについて学校施設の回復不能のその学校の利用、あるいは新築される考え方、これからだと申されますけれども、そういうことも復旧と同時に今回は私、通告は復興ビジョンでございますから、計画がなされているかお尋ねを2点目としてしたいと思いますのですが、どうでしょう。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、戸倉小学校はすっかり水没をしてしまいましたし、また、名足小学校は2階まで行ったということでございますので、そういった観点でこれから判断をせざるを得ないというふうに思いますが、いずれ戸倉小学校は再開は無理だろうと思います。そういった再開が無理な学校につきましては、解体をせざるを得ないというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 確かに私たちも現場を踏査し、調査してもらったけれども、戸倉小学校、大変な被害でございました。それにもかかわらず、何度も言うようですけれども、屋上が避難場所だったですけれども、校長の判断で高台に避難させた、さらには押し寄せてくる波を次から次へと避けて高台へ避難して、最終的には3名の犠牲者が出たようでございますけれども最小限だったろうなと思います。

それで、解体というよりもどうですか、地域の人たちと相談しなくてないけれども、復興でありますからそういう学校を浜区の海産物の加工センターあるいは販売所、浜区の6次産業化みたいなのも一つの提案の目安になるんでないかというふうに思うんですけども、それが地域住民がどう受けとめるかは別として提案として論議していただいてもよろしいのかなと。

というのは、ここで経営していたにもかかわらず、その被害が個人では容易でないということからしてそういうことも考えてはいかなものかなというふうに思いますが、そういうふうに活用させるように、あるいは共同共有することからしても方向性としてはいいし、すぐそれに移れば業としての水産業の復興につながるんでないかなというように思いで提案しておきたいなというふうに思います。この点、どうでしょう、町長、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前にも何回もお話ししておりますように、ご案内のように、地盤沈下70センチほどいたしております。その中でどうこれから土を盛って土地を使っていくかとい

うことについては、これからの計画の中で煮詰めていく話でございますので、今の話は一つご提案ということでお話をお聞きさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 次に移ります。

次に、3問目に移りたいと思っております。早急な農業復興対策はということをお尋ねいたしたいと思っております。

3月11日に発生いたしました震災から早いもので100日も過ぎてしまいました。農耕地、土地も地盤沈下あるいは流出した、あるいはがれきの山も集積撤去というふうに進んでいる様子もわかりますけれども、本格的な農業生産基盤の復旧・復興整備は一向に進んでいない、手つかずでいるんでないかなど。つまり遅滞してはいないかというようなことでのお尋ねでございます。早急な復興プロセス、そういうことを明確に提示し、実施に移すべきだというふうに考えますが、この点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 農業の復興についてということでございますのでお答えをさせていただきますが、農業の復興につきましては、国の一次補正予算に伴う災害復興事業を活用する方向で当面の対応を図っているところでございます。

しかしながら、事業実施に当たっては、採択条件をクリアしなければならないために実施できる体制が整っている農家は非常に少ないという状況でございます。国の事業は災害で失われた機械や施設を導入し、一日も早く営農が再開できるようにという趣旨で設計をされておりますが、当町の現状におきましては、それ以前にどこに農地を求めるかという段階にあります。沿岸部の平坦地な地域にあった農地には、海水が流入しているところも多々あります。がれきの撤去がある程度進んだ農地も、所有者が高齢であったり、町外に避難しているために共同作業や除塩作業ができなかったりと状況はさまざまでございます。地域や農地の被災状況によりまして、また経営する作目によって個々にさまざまな要因を含んでおりまして、復興のプロセスもすべて同じ手順で進めるというわけにはいかないだろうと認識をしております。災害復興の事業を導入するに当たっても農家の負担を伴うものでありますので、今後、農家の意向を確認、農協のプロジェクトチーム会議等の連携を図りながら復興に向けた対策を講じていかなければならないというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 全く手順からすればそういうような方法しかないのかなというふうに思

いますけれども、既に第1次産業であっても、浜区を訪れた場合にはカキの種の仕込み、あるいはワカメの仕込みというようなことが徐々にはありますけれども始まっている。つまり業として自分の生計を立てるためにどうあったらいいかということで自分たちの雇用として働いているわけです。

ところが、ごらんのように、農業の耕作地、土地は耕作を始めたところは1カ所もありません。私も震災後、石巻、女川から陸前高田のほうまで調査をしております、被害状況を見ております。町内は総務委員会、特別委員会、回を重ねてやっておりますけれども、この実態を見た場合にいち早く農のほうも復興に移らなければならないのにどういうことだろうかなと。それは農地も国で買い上げてもらうのか、あるいは特区といいますか、法人組織化にする方法なのか、あるいは従来のおりの各個々の耕作にならざるを得ないのか、そういうのが一向に見えてこないものですから、そういう意味合いでは農のほうも早めて対応すべきだろうと。

確かに町長言われるように、農業についてはあきらめムードが多いんですよ。どちらかというと、就農人口が65歳を過ぎている人たちが農地を守っているんですから、あるいは食料をつくっているんですから、そういう意味合いでは大変なことが出てくるだろうなというふうにも思います。農林水産省が3月29日に発表された津波による流出、冠水の被害を受けた農地の推定面積なんですけれども、宮城県では1万5,002ヘクタールあったと。そのうち、耕地面積は1万2,685ヘクタール、畑地は2,317ヘクタール、南三陸町の水田は163ヘクタール、畑地が99ヘクタールあると。この耕地がいまだに手つかずにいるということはどういうことなのかということでございますから、この辺をどういうふうに早期復旧ができるように考えておられるかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） きのう、菅原議員にもお答えをさせていただきましたが、基本的には入谷地域においては被災をしていないわけでございますので、そういった入谷地域の皆さんにおいては例年どおりの耕作ということで進めているというふうになっているわけでございます。ただ先ほども申しましたように、この農業の回復には非常に課題が多過ぎます。要するに作付をする、そういった田んぼ、畑がすべて津波でやられてしまっておりますので、その塩分を取り除くという作業については非常にこれがおくれている、進まないという状況でございます。特にある意味、3年というふうに言われておりますように、塩分除去をしないと作物を植えつけすることができないという現実がございますので、その辺の難しさという

ことについては、ひとつこれはご理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、農家の皆さんがすべて自力でということは大変無理だというふうに思いますので、そういった国の制度等については、町としてもいろんな形の中で国あるいは県のほうにお願いをして少しでも農業の皆さん方にもう一回やってみようという気力を起こすような支援をしていただきますようお願いをしてまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつその辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） なかなか進まないのが実態であるというふうに申されておりますし、さらには国の制度を使った事業があるわけなんですけれども、そういうものについても申し込みして立ち直ろうとする、あるいは再復興を図ろうとする人たちが少ないわけです。ところが、国でも一、二番と言われる、例えば花のことにあっても南三陸町が一番被害が大きいんですよ。だから、そういう意味合いからすれば、あるいは野菜、イチゴ、イシタケ、路地フキ、そういったものであっても相当な面積が壊滅状態になっていると。町長存じのように、田尻畑部落などは施設キク栽培の南三陸町の主たる産地でありますから、そういう人たち、今やろうとしているときに塩害があったから3年待つというんでなく、もっと手法を変えた農地の活用というものを考え出さなければならないというふうに思うんですよ。それはどういうことかといえ、例えばそこを埋め立てにしたほうが即来年の春から栽培ができるとか、あるいはその塩害を含めた土壌、耕土をどういうふうにしたらば作付ができるかというようなことも指導の中で考えなければならないんじゃないかというふうに思うんです。それは全部表土を寄せ集めてそのがれきをどういうふうにしてそこでふるいにかけて取り除くか。そして、送水して塩分を取り除く、何か手法を考えないと、3年、自然放置すれば塩害はないだろうということでは、農業の振興がはかどらないだろうというふうに思います。

例でございます。それから畜産だってそのとおりでございます。畜産が牛がどの程度、亡くなったかといいますと、南三陸町で88頭も亡くなっているんですよ。牛が、酪農、あるいは和牛、子牛を含めてです。本吉は58、気仙沼は3、計で149頭も牛を亡くしたという実態もあります。そういうようなことでございます。

時間もなくなりますので、最後に、どうしてもやっぱり早めてもらいたいということの願いと、将来、防災危機もしかりなんですけれども食料危機が、必ずという言葉使いたくないんですけれども食料危機が来るだろうと、そういうふうに思うんです。物が豊富にあるうちは余り感じないんですよ。震災に遭ってガソリンが足りなくなったときガソリンを買い求める

あの行列を思い出してください。もし主食とする米が、水田がこのように耕作不能になった場合にどういふふうに対応するかということなんです。そういう意味合いではお願いしておきたいと思います。再生可能な限り、早目の復興対策、実行していただきたい。そして、農業生産の拡大、増産を政策の面から支援していただきたい。それが命を守るための施策であると私はこういうふうに思います。こういう復興ビジョンに向けてぜひ町長に施策の実現をお願いいたしまして、2分43秒ばかり残っておりますけれども私からの質問で、後は町長の答弁を最後にお聞かせいただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、一つの案として農地を埋めてと、土を入れてというお話ですが、私はある意味、それにも時間がかかりますので、できれば遊休農地がございます。いわゆる今回被災をしなかった遊休農地をその辺を土地の所有者の方々、ご理解いただかねばならないわけですが、そういう方々にお貸しいただけるのかと。そうすれば、その場所ですぐ営農ができます。そういう観点でJAの営農指導の担当を含めて連携をとりながらそういったマッチングをどうしていくのか、いわゆるこういう場所でもやりたい、あるいは土地を貸してもいいよという方がいらっしゃれば、それは3年、2年待たなくても営農ができますので、その辺の指導のあり方ということについては、我々としても積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ぜひとも入谷地域含めて遊休農地の所有者の方々にそういったご協力もお願いをしなければいけないというふうには思っております。

○議長（後藤清喜君） 以上で鈴木春光君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再質問は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午後11時15分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

通告6番大瀧りう子君。質問件名、1. まちづくり計画に向けて。以上1件について、総括質問方式による大瀧りう子君の登壇発言を許します。10番大瀧りう子君。

〔10番 大瀧りう子君 登壇〕

○10番（大瀧りう子君） 議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

初めに、罹災して3カ月、まだがれきの中を行方不明になっている肉親を探しているご家族の心境を考えると、一刻も早くと祈らずにはられません。心からご冥福をお祈りいたします。

さて、先般提案されました震災復興基本方針案によりますと、復興には10年の歳月が示されています。しかし、その前に改善、解決しなければならない問題、また復興に向けての基本的な考えについて伺うものであります。

初めに、まちづくりに向けての理念であります。既に復興基本方針には示されていますが、改めて町長の考えを伺うものであります。

2番目として、仮設住宅入所後の支援はということであります。仮設住宅に入所は自立だということではありますが、支援が必要な方をどのようにとらえ支援していくかを伺うものであります。

3番目には原発問題をどうとらえているか、今後のまちづくりに、また自然エネルギー導入の考えはあるか、その辺を伺っていきたいと思います。

4番目として、医療福祉について、病院本体の建設計画とプレハブ診療所の建設の考えはどこまで進んでいるか。

二つ目として、障害者施設及び高齢者施設の計画はあるか、その辺を伺っていききたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 通告6番大瀧りう子議員のまちづくり計画に向けてについてお答えをさせていただきますが、ちょっと長目になりますので、ひとつその辺はご了解いただきたいと思います。

まず質問の第1点目でございますが、まちづくりに向けての理念はについてのご質問であります。過日、震災復興計画策定会議におきまして提示をいたしました南三陸町震災復興基本方針の素案にもありますとおり、その理念を「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興といたしました。

これは現在、本町の総合計画に掲げる町の将来像に向けて、震災後の状況から短期間で駆け上がろうとするものであります。その上で復興の基本的な考え方といたしまして、以下の3点を掲げております。

1点目は、安心して暮らし続けられるまちづくり、そして2点目は、自然と共生するまちづくり、3点目は、なりわいと賑わいのまちづくりであります。特に今回は巨大津波の経験を

踏まえ、どのような災害に遭遇しても命が守られるまちづくりを第一として復興に当たってまいりたいと考えておりまして、この町で生活することを願う町民が、安心と希望を持って暮らしていけるように町にかかわるすべての人々の力を結集して復興に当たってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、仮設住宅入居後の支援についてのご質問にお答えをさせていただきます。

仮設住宅は、建設計画が2,300棟のうち約1,220棟が完成し、既に抽選により11カ所で996世帯に入居が始まっており、8月中には入居希望者すべてに入居していただくため、整備に全力を上げているところであります。

ご質問の仮設住宅入居後の支援につきましては、まず物資の支援についてであります。災害救助法では原則自立という段階になるわけですが、前例のない大規模な災害であったことから、家庭電化製品6点セットの支援や日常生活に必要な最低限の生活用品が提供されておりますし、このたび食料につきましても自立支援米として1世帯に対し20キロずつ配布をいたしているところでございます。

また、生活環境に配慮した支援ということも重要なポイントであると考えておりまして、阪神淡路大震災における孤独死の反省から、特に孤立しやすい高齢者や不自由な生活を強いられる障害者などに十分な配慮をするため、50世帯以上の住宅団地を中心に緊急雇用を活用して生活の見守りや支援を行う人員を配置しながら生活支援に努めてまいりたいと考えております。

さらに、生活条件の面では、現在のところ、仮設住宅団地の周辺には生活必需品を調達するための商店が極めて少ない状態でありますので、当面はカタログ式販売や移動販売者、買い物バスなどを利用するとともに、移動手段のない高齢者などに対しては買い物サービスや配食サービスなどを実施しながら仮設住宅入居後の自立に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、原発問題と自然エネルギー導入の考えについてお答えをさせていただきます。

本ご質問の発端は、さきの震災により発生いたしました東京電力の福島原子力発電所事故に起因するご質問と解釈といたしております。現状といたしましては、本町は福島原発からおよそ140キロメートルの位置にありまして、幸いのところ、問題となる放射性物質の値は確認をされていませんが、関係機関と連携をとり情報の収集を行っております。また、近く県よ

り簡易型の測定器の配布を受ける予定であり、測定器の入手によりまして監視体制の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

福島県では半径約30キロメートルの地域が計画的避難区域等に設定され、約10万人の方々が避難生活を余儀なくされております。現時点として事態の収束が不透明であることを考えますと、本町といたしましても、決して他人事とは言えない感じでありますので、今後、事故の収束を注意深く見守るとともに、原発に関し国民的議論の深まりが必要になってくるというふうに思っております。

また、政府では原発事故を踏まえエネルギー計画の見直しを行い、2030年までに総電力に占める原発の割合を50%とすることを白紙に戻し、水力発電や太陽エネルギー等の自然エネルギーの開発を重視する姿勢を示しております。

本町でも公共施設を中心に自然エネルギーの利活用につきましては、復興計画の中でも積極的に検討を行うことを考えております。

次に、ご質問の4点目、医療、福祉についてお答えをさせていただきますが、最初に、病院本体の建設計画とプレハブ診療所の建設の考えはどのことではありますが、病院本体の建設計画とプレハブ診療所の建設に向けて順にお答えをさせていただきます。

まず、病院本体の建設計画についてではありますが、病院の建設計画については、現在策定を進めております復興計画の中で建設の場所や時期などを検討することとしております。病院は住民が安心して暮らしていくために必要不可欠でありまして、今後も医療なくして復興なしと、そういう強い気持ちで病院の早期再建に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

続いて、プレハブ診療所の建設についてではありますが、震災後から今日まで病院機能回復の経過については既に議員ご承知のとおり、4月18日に外来機能、6月1日からは登米市米山町に入院機能を確保いたしまして病院機能の確保に努めてきたところであります。

現在の診療所につきましては、イスラエル医療団の施設を引き継いだものでありますが、雨天時の対策、水道、トイレ等、衛生面での問題がありまして早期に解決をしなければならないというふうに認識をいたしております。このことから病院再建までの間、十分な環境のもとで医療を提供できる仮設診療所の建設が必要と考えているところでありますが、現状といたしましては、国県の財政支援がなくその建設手法に大変苦慮いたしているところであります。今後、関係機関への要望や民間資金の活用などあらゆる手法を模索し、早期に診療所の環境が改善されるように努力してまいりたいと考えておりますので、重ねてご理解とご協

力をたまわりますようお願いを申し上げます。

次に、障害者施設及び高齢者施設の計画についてのご質問でございますが、まず、障害者施設につきましてお答えをさせていただきます。

東日本大震災によります町内の障害者施設への被害は、町の地域活動支援センター及び相談支援施設が全壊、社会福祉法人の経営する障害者福祉施設1カ所も全壊となりました。これまで当町の障害者福祉施設については整備が望まれており、要望に沿った障害者計画を進めておりましたが、当面の間は仮施設での対応と考えております。

具体的には、地域活動支援センターは、障害者用のトイレなどを整備し、100ないし150平方メートルの規模で仮設置を予定をいたしております。相談支援施設については、ベイサイドアリーナ駐車場に仮事務室を設置をいたしました。社会福祉法人の設置する障害者福祉施設は入谷地区に仮設置をいたしまして運営を再開をいたしております。その他、町外の施設につきましては避難者対応等があり平常どおりとまではいかないまでも、通所及び入所サービスが提供をされてございます。

続きまして、高齢者施設についてであります。町内の高齢者施設の被害状況につきましては、町のデイ・サービスセンター1カ所が全壊、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム1カ所も全壊となりました。これまで当町の高齢者福祉施設の整備につきましては、地域ニーズを勘案しながら県との連携を図りつつ高齢者福祉計画、及び介護保険事業計画に沿った施設整備を進めておりましたが、当該施設が使用不能であることから、当面の間は被災を受けなかった施設での対応を考えております。

デイ・サービスの対応といたしましては、介護老人保健施設でのサービスの提供を予定しております。特別養護老人ホームにつきましては、新たに荒砥地区の施設が7月より稼働する予定であります。そのほか、町外の高齢者施設におきましても通所及び入所サービスが提供されております。また23年度にはNPO法人が認知症高齢者グループホームを歌津地区に新たに建設する予定であります。障害者施設及び高齢者施設の今後の建設計画につきましては、町の震災復興計画に照らし合わせた障害者計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を新たに策定する必要があると考えております。しかしながら、仮設住宅等による住民の移動がありまして、需要もつかみかねる状況でありますので、現状の動向を見ながら宮城県等に施設整備を働きかけていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ありがとうございます。再質問を行います。

1点目のまちづくりの理念であります。復興計画の中にもありますように、町長の考えを伺ったものであります。示されました基本方針には、亡くなられた犠牲者の皆様に報いるためにも未来に誇れるまちづくりをするとうたわれています。今、町長がおっしゃいましたように、基本的な考えとして三つの目的と目標と二つの方策が打ち出されています。国の復興基本法が20日にやっと成立いたしました。復興庁の設置、特区の設置、増税につながる復興債の発行など一刻も早く復興をと願う被災者にとって、果たして受け入れられるものでしょうか。復興プランとしてエコタウンやコンパクトシティ、また水産業では特区設置などと言われております。

しかし、これらのプランは、よそから見れば安全でどんなクリーンな省エネな地域ができて、仕事がない、住民が戻れない、そういう地域をつくっても再建にはなりません。被災者一人一人の生活となりわいを再建することこそが地域社会の地域経済を復興させる基本と考えます。

基本方針にもありますように、当町の活力の源は海であります。再建を進める上で水産業や農畜産業、観光事業などこれまで地域社会を支えてきた人々の意向を最大限尊重し、まちづくりを考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

先日発行されました広報第4号で町民会議の委員を募集しているのがあります。この町民会議の位置づけはどのようになっているのか、その辺を伺いたいと思います。

また、国が進めようとしている特区について、昨日も宮城県知事と漁協の皆さんが話し合いをしているようですが、さらに昨日は同僚議員の質問にも町長は答えていました。改めてこの特区について町長の考えを伺うものであります。

2点目の仮設住宅入居者の支援であります。仮設住宅に入居すれば自立だということですが、そんな中で果たして自立できない人はいないだろうかとは私は考えるわけであります。先月27日には義援金が出ました。そのお金は毎日の生活費であります。いつまでもあるわけではありません。店はない、買い物に行きたくても足がない。特に高齢者の生活には厳しいものがあります。

先日、我が党の国会議員の質問に、細川厚生労働大臣が、基本的には自立した生活を送っていただくことになるが、現に救助を必要とするものであれば、災害救助法の対象になると答弁しております。これに該当する人がいるのではないかと思います、いかがでしょうか。

先日、宮城県では仮設で暮らす高齢者を対象にしたサポート拠点を約40カ所整備するとありました。既に石巻市、岩沼市が手を挙げていると報道されました。生活支援員を被災者を雇

用するという案も提示されております。本町ではこの宮城県が進める施設に手を挙げる考えはないか。さらに、阪神淡路大震災のときは、先ほど町長もおっしゃいましたように、高齢者の孤独死が問題になりました。これらの社会的弱者と言われる方の支援が急がれます。支援員の雇用を考えていく必要があると思いますが、その考えはないか伺います。

さらに、支援が必要なこれらの方の把握をどのように行政は把握しようと考えているのか、その辺を伺いたいと思います。

また、仮設住宅入居者のコミュニティづくり、この支援も必要と考えますが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

3点目の原発問題のとらえ方であります。また、これに関連しての自然エネルギーの導入であります。福島原発では福島住民が長年住みなれた町を出て避難生活を送っている様子が報道されています。いつ帰れるか全く見通しが立っていません。既に作業員の中には被曝された方が出ています。また、原発さえなければと言って自殺された方もおります。

先般の臨時議会で当町でも牧草の規制がありました。その後、解除になっていますが、大変不安を感じております。子供たちのプール使用も制限している学校があります。不安解消には小まめなモニタリングが必要であります。当町ではどのように考えているのか。

先日、宮城県では県南を20時間、線量を測定する方針と報道されておりました。県北には簡易型の放射線量測定器を配備するとありますが、本町での測定器は何個配置されるのか。さらにそれがどのように使われて情報公開はするのかどうか、その辺を伺っていきいたいと思います。

イタリアでは住民投票の結果、反原発を国民が選びました。私は、女川原発も控えて本当にこの町では原発ゼロを目指して考えていく必要があると思いますが、町長の考え方、これをもう一度伺いたいと思います。

原発に頼らない再生可能性エネルギーの導入は世界でも大きな流れになっております。原子力に頼らない自然エネルギーがこの町でも必要であります。新しいまちづくりには自然エネルギーがどこまで生かされようとしているのか、その辺を伺いたいと思います。

今回、この災害でエネルギー問題が見直されています。国では再生可能性エネルギーの全量買い上げを検討されています。これはぜひ実現し、まちづくりに生かしてほしいと考えております。

4点目の医療福祉の問題であります。先ほど町長は、医療なくして復興なしという力強いお話がありました。志津川病院本体の建設は、答弁のとおりだと思います。先日、国会で改正介

護保険法が成立をいたしました。介護療養病床は廃止の方針を継続するとなっています。いずれ医療と福祉、介護を一体とした病院建設を考えていかなければならないと思いますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

次に、プレハブ診療所建設については、私も何回か取り上げておりますので、あの劣悪な環境を一刻も早く改善してほしいと願います。

また、この災害で障害者や高齢者にとって大変厳しい生活が強いられています。どのような生活を送られているか、とても気になります。もしこれをつかんでおりましたら報告していただきたいと思います。

先日、介護福祉施設となっております柳風園に訪問いたしました。避難している家族は障害を持つ子供が安心して生活できる施設をつくってほしいという強い要望がありました。従来あった障害者施設風の里やのぞみ作業所の枠を超えた障害者の自立支援を行えるような施設が必要と考えますが、いかがでしょうか。新しいまちづくりに生かしてほしいと考えます。

また、高齢者においても、住みなれた環境での支援が必要であります。先ほど町長は、グループホームなどを考えていると、そういう話もありました。ぜひこれを実現し、高齢者にとっても住みやすい環境づくりをつくってほしいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 再質問にお答えをさせていただきますが、大変多岐にわたる質問でございますので、私の答弁が抜けた分については担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

前から言っているように、復興に向けての我々の町民の皆さんからの負託についての一つには、やっぱりスピード感を持ってということがございます。ご案内のとおり、先ほど大瀧議員がお話ししましたように、国の復興基本法案、やっこの間、決定をしたということでございます。阪神淡路大震災のときには1カ月後に決定をしたんですが、今回は3カ月以上経過して決まったということで、そういった意味におきましては、大変国の動きというものが非常に遅いというのが、被災地の私だけでなく首長の皆さんの共通した認識だというふうに思っております。今、生活の基盤、それがまさしく立っていないという状況の中でそういった皆さんの生活をどうするかということについても、非常に大きな課題でありますし、また生産基盤が壊滅的にやられてしまった今の南三陸町の状況も踏まえまして、少しでも、一歩でもは上がっていくと、そういうふうな形の中でいろんな産業団体の皆さん方が動きをしているということについては、我々も大変心強く思っておりますし、私どももしっかりと

ご支援をさせていただきたいというふうに考えております。

そういった皆さん方の思いを込めた復興計画の中で大きな位置づけとしておりますのが町民会議でございます。前にもお話ししましたように、我々の町の復興計画につきましては、基本的な南三陸町に住む方々がどういう思いで南三陸町の新しい地域づくりやまちづくりを考えていくかと、そういったものを吸い上げていくというのがこの町民会議でございますので、そういった意味におきましては、この会議の位置づけというものは大変重要だろうと思えますし、たくさんの方々のご意見をいただきながら復興計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

それから、水産特区のお話でございますが、基本的にきのう、知事と漁連がお話をなさったようございまして、新聞報道等で私も聞いております。しかしながら、きのうも私、星議員にお話ししましたが、基本的に両者とも、知事もそうですが、漁連もそうですが、水産業をどういち早く再生をしようかということのお考えだということだと思います。要は根っこの部分につきましては、両方とも宮城の水産をどう再生をしていくかということについては、私は変わりもないというふうに思っております。そこで今回、いかにスピードを上げて復興させるかという形の中で知事が一つのああいふ案を出したというふうに認識をいたしておりますので、ある意味、お互いに落としどころ、歩みどころがある、そういうふうに私は認識をいたしてございます。

それから、仮設住宅の関係でございますが、災害救助法は担当課長のほうから答弁をさせます。

支援員の関係でございますが、これはご承知のように、雇用しまして仮設住宅の皆さん方のいろんな相談に応じる、そういう雇用を考えてございますので、そういう支援員の方々にそういった活躍をしていただきたいというふうに思っておりますし、また、既に仮設住宅に入っている方々、たくさんいらっしゃいまして、その中でコミュニティづくりについて取り組みも、実は関西広域連合の皆さん方がそれぞれお周りをいただいてそれぞれの仮設住宅のコミュニティづくりについていろんな支援、あるいはご協力、あるいはご指導をいただいているところがございますので、そういった形の中で今後とも仮設住宅のコミュニティづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、原発の問題でございますが、ある意味、今回の福島原発の問題につきましては、まさしく国民的議論の盛り上げになる大きなきっかけだろうというふうに思います。世界的な世論は、大瀧議員がおっしゃったような状況になっております。その中で原発にかわる

代替エネルギーをどう確保するかということがこれからの大きな課題になってくるだろうというふうに思います。現状の技術の中では原発のエネルギーにとってかわってという部分については、なかなか現状としては厳しいというのはお話をお伺いしておりますので、そういった中で代替エネルギーをどう探し求めて国民の皆さん、あるいは産業の面を含めてしっかりと供給できるようなエネルギーを確保するということが一番の大前提だろうというふうに思います。いずれにしましても、今回のこの原発の問題につきましては、福島の皆さんを初め、大変な思いをなさっている方々がいらっしゃるわけでございますので、そういった意味においては大変な今回の事故だったなというふうに再認識をいたしておるところでございます。

それから、病院の建設の問題でございますが、これは前にもお話ししましたように、3年あるいは4年というスパンの中で建設を考えなければいけないわけでございますので、そういった大瀧議員からご指摘ございましたような面も含めまして、こういった病院機能のあり方ということについても議論をしてみたいというふうに考えております。

それから、今喫緊の課題で私もこの間、大瀧議員も小野寺衆議院議員がおいでになった際にご同行をいただきましたが、仮設の診療所、まさしく今、財源の問題で大変苦慮、苦戦をいたしております。厚生労働省のほう、あるいは県の医療整備課のほうにもいろんな形の中で私ども、お話をさせていただいております。最後はけんか腰状態になっているわけですが、そういう状況の中で、どうも私は国会、国の省庁の方々、地域の実態を理解をしていただけないということを改めて私、今回感じております。そういった意味におきまして、何とかこの仮設診療所を建設をいたしまして、おいでをいただく患者さん方に対しましてしっかりとした医療環境を提供していきたいというふうに考えておりますので、ひとつご支援いただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、障害者自立支援、実はこういう震災になる前にそういう施設をというお話もございましたが、残念ながらこの震災でそれも立ち消えということになってしまいました。いずれにしましても、今、ご指摘ありましたように、これは大変重要な問題、あるいは取り組みだというふうに思いますので、今後とも引き続き我々としてはそういった障害者の皆さんの自立支援に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、仮設住宅で自立できない方に対しての支援といったご質問がございましたが、それに関してお答えをさせていただきます。

先般の議会でも提案をさせていただいた緊急雇用の関係で、例えば便利屋さん、あるいは生活支援員ということの配置を考えております。その方々にかわって買い物をする、あるいは食事の提供をするといったことも考えておりますので、そういった形での支援をさせていただきたいと、そのように考えております。

それから、サポートセンターというようなことでございますが、これは災害救助法の仮設住宅の設置に関して、例えば50棟以上に1カ所建てるのが望ましいと、そういった指針が出ておりますが、今のところ考えておりますのがイオン跡地のほうにそういった施設を建てたいということを考えております。

それから、支援が必要な者の実態把握ということでございますが、これに関しましては、保健師あるいは看護師、栄養士が定期的に避難所、それから仮設住宅を訪問してその実態把握に努めております。例えば仮設になかなか当選しないという方がいらっしゃいますので、そういった方の支援をどのようにしたらいいかということで、定期的に巡回をさせていただいてその方々をピックアップしていくと、そういう状況でございます。なるべくそういった方々を先日申し上げました優先で入れる、そういう枠に入れられないか、そういう実態の把握をしながら3割の枠に入れる方をそこに入れていくと、そういった形の把握をしてございます。

それから、高齢者、障害者の実態把握はどのようにしているのかというご質問がございましたが、これにつきましては、先般の議会、うちのほうで福祉アドバイザーという方で県のOBの方を嘱託で今雇用しているんですが、その方が今、県内のそういう避難所、あるいは2次避難所、それから福祉避難所を回っております。その方が実態を把握してこちらに上げていただいてその方々を保健師、栄養士につなぐと、そういう作業をしておりますのでそれで実態把握をしていると、そういう状況でございます。

それから、障害者の自立支援の関係で風の里のお話が出ましたが、これにつきましては今のところ、志津川高校に集会所を建てる予定がございます、仮設住宅に。そちらのほうでその事業を継続をしたいと、そのように考えております。既に志津川高校にはお願いをして候補地の選定を今しているという、そういう状況でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 簡易型の放射線の測定器の関係でお答えいたします。

宮城県から県北の市町村に今回各1台ずつ簡易型の放射線の測定器、これが貸与される予定になっております。それで、実は来週28日でしたが、説明会がございまして、うちのほうの

職員が出向いて恐らくその場で説明を受けて貸与を受けてくるというふうに思っておりますが、なお、あくまでも今回貸与を受けるものは空気中の放射線の測定器ということでございまして、その設置場所であるとか、あるいは測定回数であるとか、そういった部分を県の指導を受けながら決定をいたしまして、なるべく高頻度で測定は行いたいと考えておりますけれども、その結果につきましては町の広報等で住民の皆さんの方に公表したいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 私もいろいろ質問したのでちょっとメモするのがなかなか大変だったかと。

まず、第1点目のまちづくりの基本理念、これは皆さん、本当にそういう気持ちを持って離さず、そして町民のニーズにこたえたまちづくり、これをぜひやってほしいと考えております。その中で町民会議のあり方、位置づけ、町長はその辺の位置づけをきちっとすると、皆さんからのいろんな意見を聞きながら生かしていくと、そういうお話でしたので、それをぜひ実行して町民からの、また多分地域での懇談会もやるというお話もされていまして、ぜひそういう住民からの要望、それは最大限に生かすような工夫をぜひ復興計画の中に入れてほしいと、そういうふうに考えております。

2点目の仮設住宅の問題であります。今、いろいろ伺いました。私も実は本当にいろいろ心配はしておりました。本当に仮設住宅に入らない大きな原因は、自立した生活ができないと、そういう話も聞きましたので、前に担当課長にもお話ししたとおり、本当に買い物ができる環境、そして足の確保、そしてお金の問題、そういう環境を整えていくのが先決じゃないかと、そういう話を課長にした覚えがあります。そういう点では今、答弁にありましたように、少しずつそういう環境が整っているということを伺いました。

そういたしますと、その中でどういうふうに支援の必要な人を把握しているかという問題では、保健師、看護師、そして福祉アドバイザー、そういう方を中心に今やっている。特に支援員というものは雇用するというようなことではないのでしょうか。その辺をもっときめ細かに、1人では足りないと思いますよ、この人数で。そういう意味でもっときめ細かにするためには本当に福祉行政に携わる専門的な方も結構いると思いますので、生活支援員をもっと広めてほしいと、そういうふうに思います。

それから、コミュニティづくりの問題では、先ほど答弁がありました。ぜひこれは1人の人も犠牲にすることなく、孤独死につながるようなことなくコミュニティづくりをぜひ進めて

ほしいと、そう思っております。

それから、原発問題であります。今の答弁ですと、たった1台、28日に説明あると。果たしてたった1台、どこにどういうふうにしてこれが役に立つのかということでもあります。私はもっと小まめに配置する、測定器を置く必要があると思いますので、その辺の考え方、もう一度考え方を伺いたいと思います。これ1台ではどうしても納得がいかないと、そういうふうに思います。

代替エネルギーについては、今までは公共施設を中心に太陽光とかいろいろ考えていた面もありますが、もっともっと細かく考えていく必要があるのではないかと、そういうふうに思います。自然エネルギーの本格的導入ですが、エネルギー自給率を高めるということは新たな仕事、雇用を創出して地域経済の振興にもなると私は考えております。既に高知県の檜原町では、まちおこしとして太陽光、小水力、木質バイオマス、風力などの自然エネルギー開発で27%の電力の自給率を高めております。また、岩手県の葛巻町では電力自給率を160%と達成している町もあります。ぜひこれを生かしてほしいと、そういうふうに考えております。そういうことで、本当に新しいまちづくりをするためには原発に頼らない自然エネルギー、そういうものを大いに生かしてほしいと、そういうふうに考えております。

あと、病院・介護・福祉の拠点として町長が考えていることも私は十分にわかりますので、ぜひその力を発揮して障害者施設、そして高齢者施設の計画はなっていくのか、そういう点でもう一度答弁をお願いしたいと思います。

実はちょっと今、仮設住宅の問題にもう一度戻ります。すいません。仮設住宅や個人住宅で孤立している方の支援、そういうものを先ほど課長はそういう福祉アドバイザーとか、保健師、看護師の中でやってもらうと、そういうことを先ほど答弁がありました。

実は私、先日、ある山の中で暮らしている、山の中といえば大げさなんですけど、ちょっとへんぴなところで暮らしている60代後半のお年寄りのところを訪問しました。病気の妻を抱えて全く支援がなくて生活しているというのがいつかマスコミで取り上げられたものですから、実はそこに私、行って見ました。そうしましたら、マスコミで取り上げられましたので支援物資はアリーナまで来てもらっていると。そして、皆さんからの支援もいただいていたと。しかし、今月に入ってそういう支援物資は打ち切られたと、そういう話であります。どうして打ち切られたのかなと考えて、仮設住宅に入ったと同じように自立のそういうことで打ち切られたのだと、そういうふうに私は解釈したんですが、こういう方にも打ち切る必要があるのかなと、そう思っております。支援物資についてはいろいろありますが、町としてそう

いう方たちにも支援物資が渡らないぐらい物資がないのかどうか、その辺も含めてもっときめ細かに、そういう方の支援も必要でないかと私は思うので、その辺を伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは答弁をさせていただきますが、復興の関係のお話でございますが、いろいろお話をいただきました。私、今回の災害を受けまして、常に自分を鼓舞する、あるいは皆さんを鼓舞するときに使うのは、我々、51年前にチリ地震津波に遭いました。その際にも壊滅的な打撃を受けました。それから町はしっかりと復興を果たしてまいりました。先輩たちができたことを今を生きる我々ができないはずがないと、そういう強い思いでこれからの南三陸町の復興に向けて皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思っております。

それから、仮設住宅の件ですが、独居の高齢者の方についての孤立と申しますか、そういう対策ということで、実はグループホーム型の仮設住宅の建設を検討いたしております。1ユニットで9部屋で2棟ぐらいということで検討をさせていただいております。対象としては独居の高齢者で仮設住宅での単身生活がなかなか難しい。しかしながら、自立をしている方ということになろうかと思いますが、そういう形の中で少しでもそういった孤立感、孤独感というものを癒していただければというふうに思っています。そういう計画も今立てて進めております。

それから、原発の問題に関しての自然エネルギーということでございますが、先ほどお話ししましたように、今回の復興計画の中で自然エネルギーをどうこの町の中で活用していくかということについて、本当に取り組んでいきたいということでお話をさせていただきましたので、しっかりとこれからも議論をさせていただきたいと思っております。

それから、障害者の皆さん、それから高齢者の皆さんの対策につきましても、先ほど来、私、お話をさせていただいたように、地域を挙げて皆さん方のご支援をしてまいりたいというふうに思いますので、ひとつ今後ともいろいろご指導いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、先ほどの答弁でもし不足な点がありましたらご訂正をいただきたいと思っております。

生活支援員の配置につきましては45名ほどを予定しております。

それから、物資の関係なんですけど、昨日も申し上げましたが、被災されている方がいると、あるいはそのまま避難所におると、いわゆる避難所生活が続いていると、それに値する方が

いらっしゃるということにつきましては物資の支援は続けさせていただきたいと、そういう考えでございますので、そのような方については同じような対処をさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、放射線測定の関係についてお答えいたします。

先ほどちょっと説明不足でしたけれども、今回貸与を受けます測定器といいますのは、簡易型ですので携帯可能な移動式の測定器ということでございまして、町内の何地点かを決めまして、毎日になるか、あるいは週に何回と、そういったのはこれから考えますけれども、いずれにしても、複数の地点で調査が可能だということでございますのでなるべく多くの地点を調査対象として測定をしたいというふうに考えております。

それから、県内地域と仙台市では、もう既に3月中から放射線等の測定は調査が行われておりまして、その結果も宮城県の原子力安全対策室のほうでホームページ等にも公表してございますけれども、いずれの数値も低レベルで特に健康に問題はない数値だということもございまして、そういった情報を収集しながら当町といたしましても、これまでは比較的県北地区は安全だろうということで独自の調査は行ってきませんでした。今回、放射線測定の機会にこれまで以上にいろいろ情報収集にも努めながら、当町としての監視体制の強化に努めてまいりたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 以上で大瀧りう子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

通告7番山内昇一君。質問件名、1. 東日本大震災の復旧・復興は町民目線でスピードを。

以上1件について、総括質問方式による山内昇一君の登壇発言を許します。5番山内昇一君。

〔5番 山内昇一君 登壇〕

○5番（山内昇一君） 通告7番、山内昇一、質問方式は総括方式でお願いします。質問事項、東日本大震災の復旧・復興は町民目線でスピードを。

質問の要旨の前に、まず午前中にもありましたが、今回の大震災により被災に遭われた町民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げたいと思います。また、支援をいただいている全国の皆様方に対し、この場をおかりいたしまして御礼を申し上げたいと思います。

さて、今春3月11日、午後2時46分、突如1000年に一度と言われるマグニチュード9.0、三陸沖を震源とする巨大地震が発生しました。本町でも東日本大震災の巨大津波の襲来を受け、壊滅的な大被害となったわけでございます。1896年の明治三陸大津波を上回る巨大津波で押し流された建造物や住居が一瞬にがれきの山と化したわけでございます。町民の多くの方が亡くなり、また、いまだに行方不明者、死傷者を合わせると実に1,100人以上に達する未曾有の大惨事に至りました。

あれから3カ月経過しましたが、がれきの処理は中心部は進んでおりますが、おくれている箇所もあります。町水道は、地域によって異なると思いますが二、三か月ほどで生活用水として通水になったようであります。電気、電話についても、これまたばらつきがありますが、それでもいち早く復旧し、一応ライフラインについては被災地以外は確保されたようであります。町沿岸部に多い被災者の町民の方々が入梅、そして夏を迎え、夏至になりましたので、そういったことでプライベートとか衛生面からも仮設住宅に全員、早く入居すべきだと思いますが、なかなか建築が追いつかず、他市町のホテルとか旅館、各施設、そして地元では学校体育館を避難場所にいまだに生活を続けております。

これらの課題について以下の点をお伺いしたいと思います。

- 1、復旧第1に全町地域のがれき撤去の時期を示せ。
- 2、町水道復旧の見通しは。
- 3、被災者の応急仮設住宅進捗状況。
- 4、防災に強いまちづくりという意味合いから、今後の津波対策、町役場庁舎、その他の町の公共関連施設の場所、それから防災行政庁舎及び防災行政無線システムの再検討。

最後に、復興計画により町民は住宅を建設し、安心して暮らし続けられるか。以上、よろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 通告7番、山内昇一議員のご質問、東日本大震災の復旧・復興は、町民目線でスピードをとということでございますので、お答えをさせていただきます。

質問は5点ございますのでそれぞれお答えをさせていただきたいと思います。

第1点目のご質問、がれきの撤去時期についてであります。東日本大震災による津波のた

め、3,300戸が被害を受けまして町内のがれきは全体で69万8,000トンと推計をされております。震災以降、国道や県道、町道をふさいでいるがれきの撤去を行い、ライフラインを確保を図り、さらに3月下旬から民有地を含めた撤去に着手しておりますが、作業はご承知のように行方不明者の捜索もあわせていることから、現在も慎重に行われております。

町内のがれきは徐々に撤去されておりますが、広大な被災地域とがれきの量からもすべての撤去にはさらに時間を要するものと思われまます。現在、宮城県との協議によりまして2次仮置き場の設置等の調整を進めておりまして、災害廃棄物処理の基本方針に基づき、できる限り早急の移動及び処理を目指してまいりたいというふうに考えておりますが、山内議員ご承知のように、今は1次仮置きでございます。その1次仮置きから次に2次仮置きに移動しなければなりません。

そういった観点で、宮城県のほうでは県内を4ブロックに分けてそれぞれ2次仮置き場ということで設定をいたしまして、そちらに持っていくという段取りでやっておりますが、実はきのう、夜7時から小泉中学校の多目的ホールで気仙沼南三陸ブロックの2次仮置き場の説明会がございました。地元の皆さん方のご了解をいただかないと2次仮置き場として設置できないということでございますので、先ほどお話ししましたように、きのう、小泉中学校で説明会がございました。大変総じて地域の皆さん方のご意見、反対という声が大変強うございます。百数十名の方々、大変関心が高いわけございまして、百数十名の方々がおいでになりまして県、それから気仙沼市のほうから説明がございました。しかしながら、地域の皆さんにとってはこれ以上、環境悪化は好ましくないという声もうほとんど、すべてでございました。十数名の方々意見発表をいたしました。ご意見を出したんですが、いわゆるダイオキシンの問題、それからこの場所で果たして大丈夫なのかという声とかそういう声が出まして、きのうはある意味、説明、それから地域の方々のご意見を伺うというところでとどまったという経緯がございまして、率直に私も参加をさせていただきまして、大変決定するまでには紆余曲折、大変難しい局面を超えなければならないんだろうなということで痛感をいたしております。

そういった意味におきましては、この問題が解決をしませんと、当町の今の1次仮置き場から2次仮置き場に運ぶという作業ができないということになりますので、大変私どももいたしましても厳しい環境にあるなというふうな認識をいたしております。しかしながら、気温の上昇に伴いまして悪臭やら害虫の発生が予想されるということから、必要な措置を行いながら早期の撤去に努力してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、第2点目のご質問でございますが、上水道復旧の見通しについてお答えをさせていただきます。

町内の水道施設は、震災時の津波の被害によりまして町内主要4カ所の浄水場が流出をいたしました。ほぼ全町にわたり断水となりました。被災後は登米市を初めとする多くの県内外の自治体や自衛隊の方々から応援をいただきまして、現在は町内全域において給水活動を行っているところであります。

水道施設の復旧状況につきましては、現在、水道本管の漏水修繕を行いながら早期の復旧に取り組んでいるところでありますが、津波の被害によりまして水質は塩分濃度が高く飲用に適さない状況であることから、現在は生活用水として使用できる仮通水としている状況でございます。6月20日現在、町全体として水道水を必要とする戸数は約2,100戸で、このうち1,800弱の世帯に対して仮通水が完了いたしております、その割合としては約85%となっております。地区によっては依然、塩分濃度が水道水としての基準を超えておりますので飲用は控えていただくように毎戸説明をしながら、漏水の確認調査もあわせて行っている状況であります。

なお、塩分濃度の対策でございますか、助作浄水場におきましては、水源を田尻畑に変え仮設管で助作まで送水し、上の山、東浜配水池に送水しております。また伊里前浄水場におきましては、塩分を除去するマクロ化装置の設置工事を現在行っているところでございます。

今後の復旧見込み時期でございますが、地域によって若干の差はありますが、7月中旬には復旧し、飲用にも適した水道水を全町に提供できる見込みとなっております。町民の皆様にはご不便とご心配をおかけをしておりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3点目のご質問、避難者の応急仮設住宅の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

このたびの大震災におきまして、南三陸町では住宅約3,300戸が全半壊し、現在、民間賃貸住宅の借り上げを希望する世帯は312世帯、仮設住宅を希望する世帯数は2,045世帯で、合計2,357世帯の申し出があります。このため、町では仮設住宅を希望する世帯に対して希望地調査を3回実施し意向を確認するとともに、浸水地域、インフラ整備状況等を踏まえ適切な仮設住宅用地の確保に努めているところであります。その結果、6月20日現在、用地選定が終了し、事業が決定した団地は50団地、約1,850戸の用地を確保し、そのうち建築着工数は1,413戸、完成戸数は1,233戸となっております。今後も多数の仮設住宅を供給している必要

があることから、仮設住宅用地を早期に確保し、お盆を期限として希望されるすべての方に入居をしていただくように調整をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の4点目、防災に強いまちづくりについてということで、まず今後の津波対策についてであります。今回、私たちは高さ16メートルにも及ぶ巨大津波に襲われました。このような巨大津波をすべて防潮堤等の建造物で防ぐということは、本町の立地や産業構造からしていささか無理があろうと私は考えております。したがって、今後はどのような災害に遭遇しても命が守られ、ある程度の災害に関しては命と財産が守られる、つまり防災、減災、命の確保という概念を基礎としたまちづくりによりまして、町民と町を守ることを行っていくべきと考えております。具体的には防潮堤、避難塔、高台へと続く避難路、高台への居住等の有機的な組み合わせによりまして災害に強いまちづくりを図ってまいりたいと考えております。

次に、役場庁舎、その他、町関係施設の場所についてであります。これらにつきましては、現在策定を行っております復興計画の中で検討していくこととなりますが、機能の分担と集約等、総合的に考慮し、配置を行っていくこととなります。いずれにしましても、今回の経験を踏まえ、安全な高台への配置がその基本となると考えております。

次に、防災行政庁舎、防災無線システムについてでございますが、防災専用の庁舎が必要かどうかは別にしまして、新庁舎の建設の際には災害対策本部の拠点となる施設の整備は必要であるというふうに考えております。

防災行政無線システムについては、ご承知のとおり、このたびの震災によりまして親局と相当数の子局、個別受信機が被災している状況でありますので、当面一定の設備を整備し、定時放送及び防災放送を早く再開し、町民の皆さんに情報を提供したいと考えており、6月の予算補正にも災害復旧事業として計上いたしているところであります。

システムの再検討については、震災復興計画の中で専門的有識者のご意見等をちょうだいしながら今後、検討していきたいと考えております。

次に、質問の5点目、復興計画により町民の住宅を建設し、安心して暮らし続けられるのかについてであります。これまでの答弁で申し上げましたとおり、後ほど特別委員会でご説明をいたします震災復興基本方針の素案での土地利用計画につきましては、町民が安心して暮らせることを第一と考えておりまして、なりわい場所はさまざまであっても住まいは高台へを基本として新たな町をつくっていく、いわば命を守る計画として策定を行いたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） ただいま町長より詳しくご説明ありました。その中できょうで2日間、議会で一般質問がありました。多くの同僚の方々が今回の震災のことについて触れ、そして関連内容が大分ありましたので、私も一部一括して取りまとめてお話しするところもあるのでご了承願いたいと思います。

この震災から3カ月以上たっているわけですが、がれきの撤去は幹線道路を中心に、きのうもお話ししましたが、自衛隊の協力によりまして大型車も相互通行も可能となり、また一般車両の通行もできるように回復されつつあります。

3月11日の巨大津波の災害発生当初、本町は至るところ、無残ながれきの山に変わり果て、美しい町並みや景観は見る影もない姿となっていたわけでございます。町内の道路は完全に遮断状態になっておりました。しかし、その数日後、率先した各地区の地元建設業者の方々が、懸命なる重機作業の奉仕や協力を実施し、国道45号線、あるいは398号線のような国道、あるいは町なかも徐々に道があげられ、やがて町内の人たちの往来もでき、各種車両の移動で全国各地からの温かい支援物資も届くようになったようでございます。

新聞記事では、宮城県の総がれきは平年の実に23年分、1,800万トンと言われております。志津川湾のがれきは、東大の研究所の調査ではなかったと、きのう、報告にもありましたが、同僚議員のお話によりますと、上のほうに少しあるのは氷山の一角と言って報告とは実際は違うようでございます。そのがれきの量は、先ほど町長もお話ししましたように、約65万トンということですが、今片づいている分はわずか5%の進捗率となっております。100日たった現在、全町のがれきは自衛隊あるいは工事関係者やボランティアの懸命な努力で次第に減り中心部は目立って片づいておりますが、少し奥のほうに入ると手つかず状態のところもあるわけでございます。また、松原公園で木質系の焼却分で大きく処理能力が進みました。

しかし、がれきはもともと町民個々人の財産、あるいは住宅、家具、車両でありまして、多くの思いの詰まったかけがえのない大切な財産でした。あの震災直前まで使用していたものでございます。それが一瞬で破壊されてしまった。しかし、今後の復旧はがれき撤去は第一歩でありまして復旧に向け作業を進めなければならないわけでありまして。

次に、町水道についてお話がありましたが、復旧体制の見通しは、助作、伊里前の原水が震災後、塩分濃度が下がらず、助作は田尻畑から小森と水源を変更したようでございますが、先ほど説明もありましたように、まだ飲用には適さず、生活用水としての仮通水であるようです。戸倉地区は、水質の変動があるようで、全町では74%、資料ではあったようでござい

ますが、通水率で、もう一步不足であるような気がいたします。また、飲用に適さなければこの先、ローリー車で運搬、あるいはペットボトルのような対策も必要な時期が続きます。早急な復旧等、その復旧する時期を町民に示すべきではないかと思ひます。

また、震災の断水時、町民が自主的に山の湧き水とか小川を利用したのが大いに役立った地域があったようでございます。私も何度か見ましたが、時に源流の水は昔から飲用とされてきたこともありまして良質な箇所、いい場所とか、そういった箇所は災害時に活用できるように個人の井戸も含めて水質検査もしているところもありますが、そういったところを町の登録制によって非常時のこういう災害時に町民みんなが利用できるような、そういう防災マップに記載するようなことも必要ではないかと思ひます。

それから、仮設住宅ですが、本町は登米市を含む計画戸数は合計38団地、1,749戸が計画目標だったわけで、現在完成は1,224戸で約70%の達成率と言われている。その中で本町の公有地の完成戸数は100%ですね。しかし、民間用地は22団地で完成戸数94戸のようですので16%、2割弱であります。今後の建設にこの分はかかっているなどと思ひます。これをどう進めるのかお聞きしたいと思ひます。

また、今後、仮設住宅の申し込みも2,038世帯で17%ほどの増加が見込まれる中、8月のお盆までの入居が最終目標であるようなお話ですが、用地の確保も難しいとされておりますし、入居希望者に対し説明をして理解を得て早期に全戸の建設を進める必要と思ひますが、この点についてももう少し話があれはお聞きしたいと思ひます。

防災に強いまちづくりから今後の津波対策で県の示す堤防の多重防衛構造ですか、それからきのうもお話しありましたように職住分離といった次世代のモデルになるような都市づくりは、大変よい話だと思ひます。しかし、人工構造物の堤防は、例えばギネスブックに載ったような岩手県の釜石にある港湾防波堤は、1万6,000トンのケーソンと言われておりますが、その堤防さえも震災で大破されました。この事実から自然の脅威に対し無力となるのではないかと思ひます。本町は思い切った高所移転で内陸部に居住地を移転、その地域の発展につながることで役場庁舎とか防災庁舎、そういったことをすべきと思ひます。また、地盤沈下とかかさ上げ工事のような巨額なお金のかかることも少ないわけでは

それから、防災行政無線につきましては、いわゆる整備中ということで個別受信機も不足分はそろえるわけではございますが、私はその防災無線システムの再検討も必要ではないかと思ひました。現在の機種の変更はもちろん、不可能だと思ひますが、近くは気仙沼市のように、前も私、議会でお話ししたことがあると思ひますが、いわゆる携帯電話にメール送信機能を

導入してそういう追加工事のようなものができないか、また町内の地域の送受信機のエリアの中で、非常時の災害時に被災地以外の通信が遮断するというシステムでなく、ちょっと改善できないのかなど、そういう検討が今後、大切になってくるのではないかと思います。

そういうことでひとつよろしくお話をいただきます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） がれきの問題につきましては、1次仮置きの方につきまして、自衛隊の皆さん、あるいは地元の建設業者の皆さんのご協力のもとにある程度、進んできたという認識がございます。先ほどお話ししましたように、問題は2次仮置き場の問題でございます。この問題がクリアできないと、当町のがれきの処理の問題についても進展が見られないということになります。大変我々も今、現時点として憂慮してございますし、これから努力をして小泉地区の皆さんにお願いをしていかなければならないだろうというふうに思っております。

町水道につきましては、先ほどお話ししましたように、仮通水で85%ということで、大体7月中旬には仮通水ができるだろうと。その後の運用に適する水につきましても、地域によって若干の差はあろうかと思いますが、飲用水として7月中旬ごろまでには全戸に通水できると、そういう状況で今、作業を急いでおります。

それから、仮設住宅の民地の関係とかにつきましては、担当課長より説明をさせていただきたいと思いますが、問題は、先ほど高所移転という話がありました。当然、命を守るということになりますと、そういう高いところに住宅を建設という方向とすれば、これは間違いのない方向だろうと思います。しかしながら、問題はそれにかかわる財源の問題を国としてどうお示しをいただけるかということが大変重要な問題でございまして、その辺は我々も国会、あるいは国、そして県を通じてあらゆるチャンネルを使って関係者の皆さんにお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、通信の問題でございますが、今回の災害でインフラ、水、あるいは電気もだめになりましたが、しかしながら、通信の問題ということについても大変重要でございまして、通信が途絶えるということにつきましては全く情報の行き来がないということございまして、そこで皆さん方の不安、あるいはどういうふうになっているんだろうということでの気持ちが大変乱れるということがございましたので、こういった災害時に通信が可能な方向性というものを我々としてももっと深く探して検討していく必要があるだろうと認識をいたしておりますので、これからもいろんな関係、専門の皆さん方にご指導をいただきながら進めてま

いりたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設住宅の民地でございますけれども、35団地ぐらい民地の仮設住宅の計画をしてございまして、地域優先の仮設住宅につきましては、おおむね各地区の入居者というものは把握できていますし、計画どおり進んでございます。ただ、同じ民地でも地域優先以外の一般枠の皆さんがございまして、例えば入谷地区とか、廻館前地区とか、そういうところの民地につきましては、今、抽選される皆さんの希望調査というものをやっております。希望のよって住宅の戸数を決めていかなければならない。建ててもそこに入居者が入らないということにならないように今調査をしてございますので、その調査の結果、必要な戸数を民地にご協力いただいて建てていくということになると思います。

ただ、どうしても絶対戸数を確保した場合に必ずしも希望が満たされない場合もございまして、その方については今後の調整ということになってございます。

○議長（後藤清喜君） 5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） どうもありがとうございました。仮設住宅のこともわかりました。そういったことで必要戸数に応じて建てるということだそうですが、時期も時期ですから早目の調整、あるいは入居をお願いしたいと思います。

最後に、本町の今後のまちづくりに、次の1000年単位の震災に十分たえられるようなスケールの大きな復興計画の樹立を望みたいと思います。先ほど言いました内陸部の高台であれば、より安全、安心で町民の居住地確保は確実なものになるはずで、来るべく三陸自動車道の延伸の相乗効果とか、あるいはこの町の主力である水産業の柱に産業振興を早急に実行に移すべきだと思います。そして、文化、伝統、そして地域資源を生かした観光の復活、自然との共生で、いわゆるエコタウン、そういった構想も取り組むと。今後、原発など世論の高まる中、本町でも太陽光の発電等も進め安らぎのある新しいふるさとの再生ということを考えるべきだと思います。しかし当面、震災直後の今、厳しい現実を生き抜くことが大切で、かたい絆と行政による自立支援に向けた対策、それから雇用の創出、この数年を耐えて生きることが重要ですが、この町で生涯生活の持続をすることができれば、町民みんな、いわゆる小さくてもきらりと光るまちづくりの理念、そしてビジョンを共有してここで生活できると思います。そのことが絆は重要だと思いますが、この点について一言お話ししたいと思っています。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 高台移転につきましては、確かに津波の防災効果としては高いというふうに思います。しかしながら、自然災害というのは津波だけではなくて地震あるいは低気圧、ゲリラ豪雨、地滑りとさまざまな自然災害があるわけですので、そういったさまざまな自然災害にどうやって防災、減災、そして命を守るかということについての計画づくりを、町のこれからの計画の中でしっかりと根づかせながら作成をしていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 以上で山内昇一君の一般質問を終わります。

次に、通告8番小山幸七君。質問件名、今回の津波によって多数の町職員が犠牲になったが、その要因はなぜか。以上1件について、総括質問方式による小山幸七君の登壇発言を許します。9番小山幸七君。

〔9番 小山幸一君 登壇〕

○9番（小山幸七君） 初めに、1000年に一度という世界にも例を見ない東日本大震災により死亡、行方不明となり、いまだ発見されていない方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、罹災、被災された方々、そして肉親を失われた方々にお見舞いを申し上げます。

9番小山は、議長の許可を得ましたので一般質問を総括質問方式で行います。質問の相手は町長。

今回の東日本大震災によって多数の町職員が犠牲になったが、その要因は何であったか。

3月11日、3月定例会終了日、議会終了し、町長のあいさつが終わったその直後に大地震が発生したわけですのでございます。それからおよそ30分以上後に大津波が押し寄せてきました。我々同僚議員は議場を出るときからも、これだけの大きな地震では確実に大津波が押し寄せると避難のことだけを頭に議場を後に行動をとったと思います。私は細浦自宅まで車で帰り、15時5分ごろ家に着きました。消防服を着がえて海岸近くに出てその約10分後に津波が押し寄せてきました。15時15分ごろに津波の第1波が到達したわけですのでございます。地震発生から津波来襲までには避難するための十分な時間的余裕があったと思われまふ。多くの町職員に犠牲者が出たということはなぜでしょうか。

町長は、常に近い将来、必ず起こる宮城県沖地震、津波、あす起きても不思議ではないと言っており、それに備えた町職員の啓発、津波対策、避難道路の標識、避難道路の設置、標識の設置、各河口の水門改修など、また避難場所の確認、避難訓練、物資の備蓄、保存等、あらゆる角度から地震、津波に対する避難対策を職員、町民とともに講じてきたはずでございませう。

町職員不明22名、死亡17名、トータルで39名、一般職29名、管理職、教育長を含めると10名、犠牲になっております。出先での事故も四、五人あったと聞いております。管理職10名といえますと、議場に出席説明職員の約半分です。南三陸町のためにこれからの活躍が期待されるすぐれた人材、人という財産を失ったわけでございます。これは当町にとって大きな損失、ロスです。防災庁舎の屋上には約40人ほど避難したが、助かった人は10人程度と聞いております。歌津支所では町職員の犠牲者は出ておらないとのこと。町長は在庁しており、災害発生時の総指揮をとっていたと思われませんが、どのような命令系統で指揮をとっていたか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告8番、小山幸七議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

3月11日午後2時46分に地震が発生し、当町では震度6弱を記録し、その3分後には大津波警報が発表されたことによりまして防災計画のマニュアルどおり、津波3号配備をし、津波3号配備と申しますのは、災害対策本部に危機管理課、総務課、企画課、それから本庁舎の管理職、30名前後になりますが、この人数が災害対策本部詰めということになりますのが津波3号配備でございます。津波災害対策本部を役場内に設置をいたしました。職員は同様に防災計画の配備計画に基づきましてそれぞれ防潮水門、または避難場所等に配置に着くとともに、災害対策本部付の職員は防災対策室に集合し、情報の収集と住民の避難指示等に当たったところであります。指揮命令がマニュアルどおり機能していたと認識をいたしております。

津波警報を受信した際、あわせて津波の到達予想時刻及び想定される津波の高さについても受信し、その内容は宮城県における津波到達の予想時刻は午後3時、津波の高さは6メートルということで、私を含めだれもがいよいよ想定された宮城県沖地震が発生したのかと考えたところございまして、発表された津波の波高からしても、十分な堅牢な防災対策庁舎であれば被災しても人的被害は避けられるものと認識をいたしておりました。その後、実際に襲来した津波は宮城県沖地震津波の3倍近い機構の波高であり、多くの部下の尊い命を失ったことは非常に残念であり、大きな財産を失ったと思っております。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 今回の東日本大震災では、ほとんどの町民が異口同音に言うことは、想

像を絶する津波だったと言っております。しかし、国道45号線沿いの至るところの標識には、ここまで津波到達地点と記されております。この地点は、ふだんはまさかここまで津波が来るかと思うようなところでございます。細浦地域の45号線には、やはりその標識がありますがその標識の下まで波が上がったのでございます。ですから、この津波予想位置が的中したとでもいいでしょうか、この標識を信じていればこんなに遠くまで津波が上ってくる、早く避難しなければならないと犠牲者の数も少なく済んだと思います。

同時に、災害発生時の最高責任者の町長の一言は、生死を分ける非常に大事な一言であると確信いたします。事実、町長が津波が来る、早く逃げろと言ったその一言ですばやく逃げて助かった職員もいると聞いております。防災庁舎の屋上に上がれないで、多分既に多くの人がいたのか、やむなく中学校に避難して助かった職員もいたと聞きます。私も二十何年前、外国商船に乗っていたとき、ソロモン諸島ラバウルから名古屋港に向かっている途中、南鳥島沖で大シケに遭遇し、材木の荷崩れを起こし遭難信号、SOSを発信したことがございます。当時、私はナンバー2でしたが、そのとき船長に、「キャプテン、大丈夫ですか」と言いましたら、船長は自信のないように大丈夫だと一言言われました。この一言が大きな自信につながってもったわけです。

事故や災難には防げる事故災難と、どうしても防げない事故災難がございます。今回の東日本大震災では一様には言えない各個人によって取り方が違うと思いますが、例えば家族一緒に逃げたが、または同僚と一緒に逃げたが、忘れ物を取りに戻って犠牲になった人、2台目の自家用車、または2台目の公用車を取りにいつて犠牲になった人、年老いた家族を連れて逃げようとして犠牲になり災難に遭った人、親戚の人たちを迎えに行つて犠牲になった人もおります。防げる災難をみずから助かるチャンスを逃したのでございます。

防災庁舎で最後まで町民に避難伝達事項を一人でも多くの町民を安全な場所に避難してもらおうとマイクに向かって叫んでいた危機管理課の男性職員と女性職員は、何度も各新聞紙上で取り上げられておりました。危機管理課の職員はみずから犠牲になりながら身を挺して一人でも多くの町民を救うために最後まで職務を全うしたのでございます。いかに町長の指導に忠実であったかでございます。

最近の新聞には、危機管理職員は、同僚から、「何々さん、もういいから一緒に逃げろ」と言われても、「もう一回だけ言わせてくれ」と答えたということが載っておりました。その奥さんは、放送室で流されたのかなとその周りを何度となく探したと。「私の心の中では3カ月たった今日は、ただの通過点、いまだ主人は私の心の中に生きている。死亡届も出す気にな

れないでいる」と。別の亡くなられた男性職員の奥さんは、「小学生の子供はお父さんのことを思い泣かれて困る。震災のことを思い出すと夜も眠れない」と言っておりました。その他、亡くなられた男性職員の妻のお父さんは、孫が4歳でお父さんの似顔絵を書いて、「お父さん、早く帰ってきてくれればいいのにな、いつ帰ってくるの」と聞かれ、娘には泣かれる、いたたまれない気持ちになると言っておりました。このように残された肉親、家族の心のケアにも町長に怠りなく温かい手を差し伸べていただきたいと思います。

震災が起こったことは取り返しがつかない、何とも仕方がない。過去と他人の気持ちは変えることはできない、未来と自分は決意と努力で切り開けると思います。町長には今後の復旧、復興に最大の力量を発揮してもらいたい。震災後の町長のマスコミ対応もさることながら、バイタリティーもすごい。私も3月11日震災の日、その翌日からベイサイドアリーナに何度も足を運んだが、そのときの町長の献身的な振る舞い、そしてアドバイス、自衛隊、報道陣、消防救急隊、町職員、その他関係機関に対応している姿には1万7,000余人の町民のすべてを思う、何とかしなければならぬという姿が感じ取られました。他の市町村よりすべての面で一步も二歩も先に南三陸町をアピールしたのもそのあらわれだと感じております。

南三陸町は壊滅的な大打撃を受けましたが、全国からいち早く人的、物的、精神的に大きな援護を受けることができたわけでございます。私の友達は九州、東京からおりますが、電話にて、テレビで南三陸町と出ると、ああ、佐藤町長かとすぐわかるようになったそうです。佐藤町長なら復旧・復興は必ずより早くより確実になし遂げられると信じております。みずから犠牲になって町民の命を救おうとした職員、職務中に犠牲になった多くの職員の方々の思いを片時も忘れることなく、そしてその方々のためにも一日も早い復旧・復興をなし遂げるよう決然たる態度で立ち向かってほしい。震災によって親を、そして子供を亡くした肉親の悲哀と絶望に揺れ動く心の葛藤、その心情を和らげるべく、そして士気高揚の意味においても、この荒廃となった南三陸町を復興することが最大の町長に課せられた責務であると思われるが、その決意を伺う。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 残念ながら39名の職員が犠牲になりました。町民の皆さんも542名の方々が犠牲になりました。職員の皆さんを誇りに思うのは、最後まで町民皆さんのお一人でも多くの命を救おうとしておりました。本当に39名の職員の皆さんには感謝を申し上げたいと思います。そしてまた、職員だけではなくて542人の町民の皆さんの中にも、最後までそれぞれのお立場の中で一生懸命に仕事をなさっていた方々もたくさんいらっしゃると思いま

す。今、小山議員から言われたように、たくさんの多くの方々が犠牲になりました。そういった方々の無念の思いにこたえるためにも、これからの南三陸町の復興に全身全霊を傾けていきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） ただいまの町長の答弁のごとく、町長は誠心誠意込めて事の重大さを認識し、その現場の方々の意を酌みながら一生懸命復旧・復興に携わってまいりました。

しかし、マスコミというものは真実だけ書くとは思われません。いろんな報道各紙、また報道による電波などで町長の意にそぐわないことも大衆に知らしめているところもございます。私もこの場でそのことを町長にはっきりと釈明していただきたいのですが、今、町長の再質問の中での行動により、少なくともこの議場におる方々はその町長の胸のうちを悟り知ったかと思われまますので、以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） 以上で小山幸七君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

再質問は2時20分といたします。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 報告第1号 平成22年南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（後藤清喜君） 日程第3、報告第1号平成22年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第1号平成22年度南三陸町一般会計繰越明

許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

平成22年度予算のうち、3月定例会で繰越明許費のご決定をいただきました事業について繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、議案書の2ページでございますけれども、繰越明許費繰越計算書ということで九つの事業でございます。

町長提案理由で申し上げましたが、3月定例会で繰越明許費として設定をしていただきました。地方自治法施行令の規定に基づきまして繰越計算書を作成して議会に報告するものでございます。

通常ですと、繰り越された事業について完成年月日等、以前の議会では申し上げておりましたが、繰り越された事業で被災を受けました事業等もございます。今後、中止するもの、予定どおり実施するもの、整理をつけなければなりませんけれども、現時点でその整理がまだすべてできておりませんので、3月で設定をいただきました繰越明許費を同額を繰越計算書として報告をするものでございます。

以上、細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今、説明受けました。3月に繰越明許費ということでされると。被災があつて引き続きこの事業をまた継続するために繰り越しすると、そういう説明でしたけれども、この事業内容ですが、もしこの内容がそのまま今年度、繰り越しできない場合、どういう扱いになるのか、その辺をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 例えば7番の道路橋梁費汐見9号線でございますが、2,300万円繰り越してございます。現段階でこの繰り越された事業ができるかどうかといいますと、今後、都市計画等も予定されてございますし、土地利用計画もございますので、現時点ではこの事の実施というものは難しいというふうに考えています。したがって、この事業はこれで中止せざるを得ないという判断になろうかと思えます。その場合には予定しています国県支

出金、地方債、こういったものについてはもちろん、国庫から補助金としていただけませんし、地方債も起こさないということになります。一般財源の48万6,000円はそのまま繰り越しといたしますか、剰余金として残ると、そういった内容になろうかと思えます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） はい、わかりました。今、9号線のお話を具体的に言われましたが、そのほかの項目についてはいかがでしょうか。もしできましたらその辺の説明もお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほど申し上げましたように、これらの事業のうち、今後、できるのかできないかにつきましては精査をさせていただきますが、例えば民生費の災害救助事業、これらについては既に行うということで今後、これから出てまいりますので、これらは執行可能ですし、農業費の農地円滑化事業、これら等につきましてもシステム更新なので多分可能だと思います。ただ、そういったばなな漁港とか石浜漁港、既に被災を受けておりますのでそのまま事業の実施はできませんので、これらについてはとりあえず一たん繰り越されましたけれども、現時点では事業の実施ができないんじゃないかと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これより報告第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第4 報告第2号 平成22年度南三陸町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（後藤清喜君） 日程第4、報告第2号平成22年度南三陸町一般会計事故繰越繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第2号平成22年度南三陸町一般会計事故繰越繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成22年度予算のうち、東日本大震災の影響により年度内の事業完了が困難となった事業について、事故繰越と決定し、事故繰越繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほどは明許繰越、今回は事故繰越ということで、年度内に事業が完成できなかった場合、こういった制度があるわけですが、明許繰越につきましては事前にこの事業は年度内に終了しないということで議会の議決を経て翌年度に繰り越すわけでございますけれども、事故繰越の場合は、ただいま提案理由で申し上げましたが、避けがたい事故、いわゆる本来は年度内にこの事業は完了するという予定でございましたが、東日本大震災の影響によりまして年度内の事業が完了できなくなったということで、この14の事業につきましては事故繰越として23年度に繰り越しをさせていただくと、そういった内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これより報告第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

日程第5 議案第52号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第52号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第52号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、東日本大震災に係る個人住民税、固定資産税の課税の特例措置に関する細目を定める必要があることから、南三陸町町税条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） それでは、52号関係について説明をさせていただきます。

本件につきましては、5月26日の全員協議会におきまして、途中経過というような意味合いも込めまして報告をさせていただいた経緯がございます。その後、内容に大きな変化はございません。

それでは、細部説明をさせていただきます。

本条例は東日本大震災の被害が未曾有のものであるということから、現行の税制をそのまま適用することが適当でないため、緊急の対応として地方税法が改正されたことに伴いまして町税条例の一部を改正するものでございます。

議案書の6ページの改正文をごらんいただきたいと思います。

附則に次の三つの条文を加えるというようなものでございます。

第22条で雑損控除の特例を、第23条で住宅借入金控除の特例、第24条、7ページになりますけれども、固定資産税についてそれぞれ特例を設けるための所要の規定を整備するというような表現でございますが、これらの条文内容についてももう少し詳しく説明をいたしますので、今度は議案関係参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

この1ページに、ただいま申し上げた三つの改正条文の内容が載っております。四角で囲んであるところが今回の町税条例の改正に係る部分でございます。

初めに、雑損控除の特例でございます。1の（1）のところに書いてございます。震災が発生いたしましたのはことしの3月11日でございます。この雑損控除は通常であれば来年の住民税から適用になるんですけれども、これをことしの住民税から適用させるというような内容になります。

また、控除の期間を現行の3年から5年に延ばすというものでございます。この意味合いは、

余りにも被害が大きく、3年ではとても引き切れないということで5年に延ばすというようにされたものでございます。

次に、住宅ローン減税の適用の特例、1の(3)でございます。ローン減税というものは基本的にそのうちに住んでいないと税の軽減を受けることができないわけですが、今回は津波によりましてその家がなくなったわけでございますので、家がなくてもローンの減税を継続できるという内容でございます。

次に、議案関係参考資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

(2)被災住宅用地の特例でございます。これは今まで所有していた住宅用地が津波で被害を受けても震災後10年間、ここには平成33年と書いてありますが、10年間は引き続き住宅用地とみなして課税の標準額を3分の1もしくは6分の1に軽減をしますという内容でございます。

以上、三つが今回の町税条例に関係する部分でございますが、なお、四角で囲んだ部分以外のは地方税法に関係するわけですが、幾つかなじみのある税目もございまして説明をさせていただきます。

1ページから2ページにかけまして固定資産税の内容が記載してございます。詳細につきましては次の議案の中でも説明をさせていただきますが、ここでうたっているのは、津波で浸水した区域は土地、それから家屋ともに課税を免除するというようなものでございます。

次に、(3)と(4)をごらんいただきたいのですが、これは被災した住宅用地と家屋を10年以内に土地と家屋を代替で取得しますと特例が書いてございます。イメージ図といたしまして議案関係参考資料の4ページをごらんいただきたいのですが、これは不動産取得税のイメージ図を活用させていただいたものでございます。下のほうにイラストが書いてございまして、今回震災によって建物が、あるいは宅地が損失をしたという場合、①でそれにかわるおうちを取得した、②はそれにかわる土地を取得したというイメージの図面でございます。こういった場合に特例を使うというようなことでございます。具体的に申し上げますと、不動産取得税と固定資産税が軽減されるということでございます。

次の5ページのほうをごらんいただきたいんですが、ここには自動車に関係する部分がございます。震災で流出した車につきましては、3年以内に代替えの車を取得いたしますと、取得税、それから自動車税、軽自動車税を課税しないという内容でございます。

なお、この条例につきましては、23年度に限っての適用ということで現時点ではとらえております。24年度以降は方向性がまだはっきりしておりませんが、このような大変大きな震災

ということでございますので延長というような公算が高いのではないかというふうに思っております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回の税の改正なんですけど、固定資産税の関係ですけども、宅地についての改正であります。固定資産税の農地ですけど、要するに水田が塩害によって、地目は田んぼであっても田んぼの活用ができなくなったという場合には、田んぼとして課税されるのかどうかということです。その辺の法律の改正というのはどのようになるのか、その辺ですね。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 本件につきましては、次の議案のほうで詳細で説明をさせていただく予定でございますが、田んぼについて浸水あるいはがれき等々で耕作できない場合ということでございますが、基本的にはこれにつきましては課税を免除するというような国の標準条例でございますが、53号議案で内容につきましては説明をさせていただく予定でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいまの説明で固定資産税の課税、つまり被災を受けた農地等々については免除するということは説明でわかったんですけども、例えば被災地の方でたまたま土地が被害を受けなかったと、そういう箇所もあるわけですね。そういう箇所の土地の評価なり課税はどうなるのか。さらには耕作に必要な農機具あるいは一切の消毒器具とかいろいろあるんですけども、そういうものが流されてしまったというようなことが生じているわけなんですけれども、そういうのは器具を買えばできるかもしれないけれども全く遊休するとか、耕作放棄するとか、そういうふうになることもあり得るというふうに思うんですけども、その辺の課税の考え方をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 本件につきましても次の議案の中で関連がございますが、ご質問でございますのでお答えをさせていただきますが、まず被害のなかった農地、あるいは農地に限らず土地につきましては、被害がないという部分につきましては通常どおりの課税ということになると思えます。

それから、評価のことについてなんですけれども、現時点では国のほうでまだはっきり出ていないということでございませぬのはっきりは申し上げられませぬけれども、来年、評価替えの事務になるんですけれども、この件につきましては国県の指導を得ながら相当本格的な評価替えの作業が出てくると思われませぬ。

それから、トラクターなどの農具等の部分につきましては、償却資産ということになっておる方は農業所得、あるいは船外機などにつきましては漁業所得の中で個人事業の損失という形でやっていただければよろしいかと思ひます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第53号 東日本大震災による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第53号東日本大震災による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第53号東日本大震災による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、個人住民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免措置を講じる必要があることから提案するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明をさせていただきます。

本案につきましても過日の全員協議会で内容をお示ししておりました。大きく変わった点はございません。

それでは、細部説明をいたします。

議案書10ページの改正文をお開きいただきたいと思います。

この条例は東日本大震災の被災者の租税的負担軽減を図るため、町民税、固定資産税、国民健康保険税の3税の減免措置を講じる必要があることから制定をするものであります。

第1条の趣旨はただいま申し上げたとおりでございます。

第2条の町民税でございますが、人的被害を受けた場合の減免を規定してございます。表には死亡、それから生活保護、生活扶助、それから障害と各区分に応じて減免をするものでございます。減免割合は記載のとおりでございます。

第2項につきましては、納税者ごとの所得と損害の程度によって表に記載のとおり減免をするものでございます。

10ページから11ページにかけてですが、第3条の固定資産税でございます。固定資産税は土地、家屋、償却資産の三つで構成をされており、それぞれごとに被害に応じた減免割合を規定してございます。

土地につきましては、被害を受けた土地1筆ごとに見た被害の割合でございます。例えば宅地が100坪あったとしたら、被害面積が80坪という方につきましては全部減免をすると、そういう内容でございます。

次に、家屋についてですけれども、これは全壊から半壊まで三つの区分に減免をいたします。償却資産も同様でございます。

第4条の国民健康保険でございます。国保のほうは少し細かくなっておりまして1から11までの区分に応じて減免をいたします。

まず、区分の1ですか、納税義務者の居宅あるいは自宅が全壊であれば、これはもちろん国保税を全額減免と、そういう内容でございます。それから、大規模、または半壊であれば10分の5を減免するという内容でございます。

2番から次のページの5番にかけては、ここに記載のとおりでございます。

6と7につきましては、福島原発の関係でございます。仮にそういう方々が当町に転入をしてきたら適用するという内容でございます。

8番でございますが、行方不明になっている方の取り扱いですけれども、行方不明になっている人の分は国保税の計算の算定から除外するという内容でございます。

9番は、主たる生計維持者の収入や所得に応じて減免の幅を決めるという内容でございます。ここには1から5まで所得の割合が書いてございますが、二つの特徴を持たせてございます。一つは、ほかの世帯主以外の家族の収入はこの中には見ないということでございます。例えば世帯主のほかに息子さんとかお嫁さんの給与収入まで見てしまうと、この所得がどんどん大きくなっていくということで減免の幅が小さくなりますので世帯主のだけと。もう一つは、現行の規則ですと、国保の9番は農業と漁業に限って適用するという決まり事になっているんですけれども、今回は農業、漁業以外に給与所得者、あるいは不動産、山林、譲渡、あらゆる収入をここに入れたというのが特徴でございます。

それから、10番は記載のとおりでございます。

11、これは当町の独自の部分でございます、10番までに該当しないものについて町長が認めたものということで、具体的には減免の額ですけれども、おおむね半壊と同じ水準の減免を考えております。まだ所得が確定しておりません。つい先だって申告が終わったばかりでございますので、この減免によって国保加入世帯の、ざっくりとつかみなんですけれども7割から8割ぐらいがこの条例によって何らかの軽減措置を受けられるのではないかと推測しております。大体今3,300世帯ありますのでその七、八割ということになりますと、二千二、三百世帯の方が恩恵を受けられるのではないかと考えております。

それから、最後に第5条ですが、減免の申請、これは申請書を要せず町において職権で行いましょうということで、この部分につきましては気仙沼、南三陸、石巻、女川、東松島、3市2町でこの部分は共通してやりましょうということにしております。いずれ減免というのはご本人様の申請が大原則なんですけれども、こういった大きな震災ですので町のほうで率先してやろうという内容でございます。

それから、最後に議案関係参考資料の6ページをお開きをいただきたいのですが、前後して恐縮でございます。これは先ほどの52号案件でもありました被害区域の指定方法をイラストにしたものでございます。左の図をごらんいただきたいのですが、点線より下の網かけの分、これは浸水区域ということで明らかにこれはわかるという部分でございますのでともとも課税をしないということになりますけれども、点線の外側、一部網がかかっていたり、白くなっているところ、これについてただいまご提案をしている条例を使って減免をしようというようなものでございます。当町では現在、その準備を進めておりますけれども、基本的には右の図にあります地番単位で減免の場所を指定しようということで考えてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号 東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免
に関する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第54号東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第54号東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災の被害者の負担の軽減を図るため介護保険料の減免措置を講じる必要があることから提案するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ご説明いたします。議案書の15ページをお開きください。

今、町長が申しましたように、東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例を制定するものでございます。

趣旨といたしましては、今回の被災者で介護保険第1号被保険者、65歳以上の方になりますが、その方々の減免措置を講じるものということでございます。

第2条には介護保険料の減免の割合が以下1号から4号までそれぞれ割合が記されております。

16ページ、減免の申請につきましては、先ほどの条例と同じように提出できない場合はうちのほうの職権で行うと、そういったことでございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第55号 財産の取得について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第55号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第55号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、廻館地区に設置を予定している仮設住宅35戸の買い取り業務について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 17ページをお示しさせていただきます。

応急仮設住宅につきましては、災害救助法で都道府県が建設することになっております。現在、3万戸をめどに宮城県で建設を進めているところでございます。その応急仮設住宅の提供の事務の一部を町が今回県より委任を受けて35戸、買い取り業務を実施するという内容でございます。

取得の方法でございますけれども、随意契約の理由につきましては、8月の初旬まで被災者を入居させる必要がございますので、地方自治法施行令第167条の2第1項によりまして、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、これに該当しますので随意契約いたします。

また、南三陸町財務規則第100条の3、1において、災害その他の購入契約を事由により緊急に必要とする物品等の購入契約を締結する場合、1社から見積り徴収ができるということでございますので、今回山庄建設株式会社1社から見積りを徴収して、4番の契約金額で買い取り業務の締結を進めるものでございます。

現在、町の産業が停滞してございまして、この指定業者につきましては、南三陸町の活性化と雇用の創出を図るために町内の建設資材、あるいは職人を用いた仮設住宅の提供を適正にできる業者であるということが認められるものでございます。納期につきましては、本契約の翌日から平成23年7月31日まででございます。

それから、議案関係参考資料の9ページをお開きください。廻館前地区の仮設住宅位置図がございます。これは志津川高校の西側の民有地でございます、約4,000平方メートルございます。

次の10ページをお開きください。この4,000平方メートルの中に1DK、これは5世帯でございます。1人から2人用でございます。それから2DKタイプ、これは3人から4人用タイプでございますけれども20世帯、それから3Kタイプ、これは5人以上の世帯でございます。これが10世帯、合計35世帯分の仮設住宅を建設するものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回の財産取得の議案であります。これにつきましては6月8日の臨時会におきまして備品購入ということで予算が成立になったわけでありまして、そのときの説明ですと、約1戸当たり550万円だというお話でありました。この55号と56号と次の議案にも仮設住宅、今度は15戸の議案も出ているんですが、山庄さんの金額を見ますと、1戸当たり514万2,000円、次が15戸の分については567万円と、予算は1戸当たり550万円ということでとったんですね。その差額が随分あるなという考えがいたしておりますけれども、どういったことで予算が550万円なのに514万2,000円なのかということであります。

次に、財産取得につきましては、条例でもうたわれておりますように、処分あるいは取得に

については金額あるいは土地の場合は面積等で議会の議決に付すということで条例にあるんですが、残念ながら私どもの手元に今、条例がないんですね、流されちゃって。確認がとれてないんですよ。これはいつごろできるのか、条例も。確認したくてもないんですよ。果たして本当なのかどうなのか、確認もしないままに議会の議決を入れるということもまた難しいなという思いもするんですが、緊急を要するというで議論しているわけですが、そこで、お聞きしたいのは、私も初めてのことなので質問するんですが、例えば工事請負契約であれば、金額あるいは土地の何も面積で議会の議決に付すんですが、まだ建設もしていない、これは工事請負契約での取得でないんですよ。備品購入ということの予算でもっての買い取りということでありますから、まだ物もない、購入もできないものを議会に付すということはいかがなものかなという疑問を持ったわけです。ですから、予算はとってあるので事業は執行しても構わないんじゃないかと。要するにできた段階で財産取得ということの議会の議決を付せばいいんじゃないかと、できた段階でいいんじゃないのかなということがありますが、物ができなくてもやるのかどうか、その辺のところ、初めてのことでですから間違いないようにやっていただかないと、後々、いやこれは間違ったということになると大変なことになりますので、その辺のところの説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、戸当たりの単価の違いですけれども、1戸当たりの仮設住宅の本体の建築部分、これは370万円、どちらも同じでございます。その土地の造成あるいは浄化槽、受水槽、外構工事、これはその地形によって金額が違ってきますので、実際に見積りをとった結果、このような違いが出てきているというところでございます。

それから、工事請負費ということではなくて買い取りということなんですけれども、応急仮設住宅につきましては、災害救助法の基準の中で1DKタイプ、これは6坪です。それから2DKタイプ、これは9坪です。それから3Kタイプ、12坪と規格が決まっておりますのでその規格のものをつくったプレハブを買い取るということで仮設住宅の業務というものが今進められてございます。

それから、買い取りのほかにリースという契約もございますが、これは件数は余り少ないということで、今回県と同じように買い取り業務で仮設住宅を提供するというところでございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 完成してから議会にかけるべきではないかというご質問だと思います。

すけれども、まずもって財産の取得は財産を取得しようとするときということで、あらかじめそれは議会に諮ることができます。

それから、例えば今のご質問ですと、完成したときにいつだれが山庄さんと決めたんだということになりますので、あらかじめ山庄さんと契約をさせて完成後には買い取りをさせていただきますと、こういう議案でございますので、事前に議案として提出するほうがより適正ではないかという判断のもとに今回議案として提案をさせていただきました。

一方で、相手方してみれば、契約もないのに発注できないという部分もございますので、明らかに担保をいただいて期限内に完成をしてお渡しすると、こういった相手方の立場もございますので、今回取得しようとするという、そういう前段での議案ということで事前に提案をさせていただきました。

財産の取得は700万円以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長、例規集あったでしょう、あれのことについて。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほど前段で例規集がないということでございますが、私たちが1冊か2冊しかないんですが、今回6月補正予算で例規集の印刷代を計上してございますので、早ければ9月定例会に間に合うように議員の皆様には配付させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 説明の内容はわかるんですが、まずもって単価、そうしますと、1戸当たりのプレハブは35戸と15戸の2カ所については単価は350万円と同じだと。あくまでも建てる際の造成あるいは外構の工事の関係で差が出てくるんだというようなお話でありまして、そうすると、プレハブメーカーというのは両方とも同じなんですね、350万円ということになりますと。それはわかりました。

ただ、場所、図面はもらってあるんですが、傾斜とか、例えば今言った外構工事あるいは造成に係る費用というのが違ってくると。そうしますと、私どもはわからないわけ、どれだけの土地でどれだけの状況なのか、そうしますと、現場を見なきゃだめなのかという感じもするわけですよ、ここで幾ら説明を受けても、その差というものが本当に出てくるのかどうかということで、そんな思いがしているんです。果たして現場がわからないんですよ、この図面だけでは。現状もわからないでいるんで、これはどうしたらいいのかなと思っているんです。

それから、条例につきましてはわかりましたと言うよりは、ここに提案理由で押して条例の

第52号ということで提案理由としてうたわれているので、そこに1冊あるのであれば、それをコピーして皆さんに渡すべきですよ。裏づけというか、皆さんに配付なっている分については、見る見ないは議員の勝手なんですけれども、やっぱりないということは皆さんもわかって、予算を今後として9月の定例会まで出すということなんですけれども、やはりそれぐらいはやらないと、私たち、何を根拠に議決していいのかわからなくなってくるので。

それから、財産取得、総務課長の話、そのとおりなんです。担保というか、やる方も果たしてつくって買ってもらえるんだろうかということも出てくるんですけれども、要は工事請負契約の場合は、そこで相手方と工事請負契約をするものですから、工事請負業者さんが工事するわけですからそれはいいんです。ただ、財産取得の場合は、私が言っているのは、物が無いのを買うという議決をしていいのかということなんです。その辺のいいという何かきちっとした裏づけが法律か何かであればいいんです。だから、確定するものが何かないのかということですよ。これでも大丈夫だという。初めての経験ということですから今質問しているんですが、その辺、何かないですかね、そういうふううたわれているようなものが。財産取得する際に、700万円とか面積は3,000平方メートルだったか、それは知っているんです。問題は、物がなくても備品購入として予算をとって、金額が大きいから、面積が大きいから議会の議決に付すとなっているで、物がなくても大丈夫だよというような文言のある条例か法令か自治法か何かないですかね、施行令か何かで。何もないのにちょっと鶴呑みにできないなという感じがするんですけれども、その辺です。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） いわゆる受注加工でございますので、そういった例は過去に水門とかもあるんです。いわゆる現実に物はないんですが工事請負で発注。例えば防災無線もそうなんですけれども、ある程度、受注確保というのがありますので、現時点では物がありませんが完成のときには、これも工事請負なんですけれども、そういった先例というか、凡例のところは今のところ、ないんです、正直申し上げまして。ということで、私どもも完成したら議案として提出すべきか、事前に契約をしてできたら買い取るかという案は検討を大分したんです。ただ、やっぱり請負する側の立場に立てば、そういう契約という担保がなければ、役場ですからそれは信頼していると思いますけれども、そういった受注業者の側に立てば、やはり契約書があって建てると。私どもも、先ほどの繰り返しになりますけれども、完成したときに議案として出した場合に、じゃいつこの業者とどういう契約をしたのか、だれが決めたんだということになりますので、自治法ではあらかじめ購入しようとするという、そう

いう条文を引用いたしまして今回事前に契約をする前に物品の取得の議案を提案させていただいたと、こういった内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 何度も私も話しているんですが、事業をする際の工事請負契約、あるいは物を買うという請負契約であればいいんです。ただ、備品購入ということでの予算をとったわけですから、備品購入ということ、買い取るということですからその辺でちょっとね。何度も言うように、そういった文言が何かあれば問題ないんですが、ないということになると、そうしますと、議長、議決を急いで果たしていいものだからどうかという思いもするんですよ。できればどこか自治省、総務省になっているのか、あるいは県のほうの議長会か何かにお問い合わせをして、こういうものについてはどうなのかということで一回照会をした上で私どもも議決したいと思うんですが、いかがでしょうかね。ちょっと自信がないんですよ、採決するに当たって、執行部もそういう答弁ですので、その辺、どうしたらいいでしょうね。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 明快な根拠はないんですけれども、ごく通常に考えていただければ、受注確保でございますし、これまでも消防車両等においても備品購入という形で当然、艀装をかけて仕上がりはそのものあるわけじゃございませんので、新たにフル装備をして艀装をかけて購入をしてもらうということで財産の取得ということで議会のご決定をいただいてきておりますし、これまでの例ですと、魚市場の選別機、ベルトコンベアでつくりましたよね、正式な名称で。ああいったものも当然、財産の取得ということで、いわゆるあのときは仕様書的なものを資料として皆さんにお示しをして、こういったものをつくって受注加工でつくって納品いただくということでございますので、備品については、当然形のあるものだけを買うわけじゃなくて、受注確保ということで私どもで示した仕様に対して納めてもらうという事前の契約でございますから、法的な根拠というよりもごく議会の議決を経るについては、購入をしようとするとき議会の議決を得るという形でやるべきものだろうというように私は理解しておりますし、これまでもそういう取り扱いをしてまいっているということでございますので、そこはそうようにひとつご理解をいただきたいというように思います。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今回のこの議案なんですが、この山庄さんにこういった形で建設委託という形で発生する前に、廻館地区の方々が志津川高校に避難されているんですが、その方々と前に話ししたときに、一般の業者さんが入って、この場所の地権者の方がとりあえずここ

に私たちの廻館地区の住所の方をここで何とか造成して建物をつくって仮設に入りたいという話があって、西城課長ともいろいろ話しして南三陸町の事業所の仕事の創造ということでそこでは納得しました。ただ、今度、一般抽選ということで結局廻館地区の人たちが除外されているという状況になりました。そのときの課長の説明ですと、これはすごく難しいので今の執行部と同僚議員の問題もすごく難しくてわかりにくいところもあるんですが、西城課長の説明ですと、とりあえず今回はこの建物を建てて町のほうで取得するという形で、最終的に建てた時点で県のほうにこういった形で仮設を建てましたと、その許可をもらって初めて県のほうから仮設建設のお金がおおりするという形の話で私は聞きました。そのときに、それが県のほうの仮設として認められなかった場合には町のほうでその仮設を建てた分の経費を払わなきゃいけないという形のリスクを背負っているという話も聞きました。その辺、もう一回、課長のほうから、私の説明が間違っていたらその辺、私たち議員のほうにも説明をひとつお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず仮設住宅、先ほども説明しましたけれども、災害救助法によってそれは都道府県が建設をするということです。今回はその一部を市町村が事務の委任を受けるということになってございますので、県の仮設住宅の供給の一部の事務を町が受けて建設をするということでございますので、それは災害救助法による仮設住宅の適用になってございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 課長のほうから説明されたときに、結局建てるに当たって県の許可がなかった場合には町としてリスクを負うと。結局県のほうの仮設建設の資金が町のほうに来ると思うんですけれども、その辺がなくなるリスクという判断をしたんですけれども、そういうことじゃないんですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） そういうリスクはございませんけれども、ただ災害救助法によって基準金額というものが決まっています、その金額以上を超えた場合に、県も同じなんですけれども、超えた部分が確実に厚生労働省のほうから支給されるということはしっかり決定していないところはあるんですけれども、基本的な金額につきましては仮設住宅ということで認められてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） わかりました。

今、仮設住宅に関しては、やっぱりお昼ですか、二、三人の知っている方に聞いたんですが、やっぱりなかなか入れないと。町長のほうからも早くつくって早くみんなを入れるんだという方向で動いているんですけれども、とにかくなかなか入れないという話を、私だけ聞くのかどうかかわからないんですけれども入れないと。だから、その辺はどんどん建ててもらって必要とする戸数を一日も早く建ててもらって、とにかくあらゆる方法、あらゆる手段、こういった手段でもいいですから早くつくって早く住民を入れる、避難民を入れるような形にどんどん進めてもらいたいと思います。とにかくあらゆる方法であらゆる手だてでやってほしいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 多分地元発注の50戸のうちの35戸かなと私は思いながら聞きました。

土地はこれはどういうふうになっているのでしょうか、土地は町の所有というか、そういうものなのかどうかということを確認しておきたいと思います。

それから、この間、50戸のときは私、お話ししたように、地元産の材料を使うべきだというお話をしたんですが、その辺はどのようになるのかということです、2点目は。

それから、先ほど基準金額が決まっていますそれでやっているんだという話でしたが、何だかちょっと私は高く設定されているのかなと思ったりして見ているんですが、それはほかの仮設住宅と比べて金額的にはどうなのかということをもたお尋ねしたいと思います。

これば取得するものですから町のものになりますね、今後。そのときにどれくらい使うかわかりませんが、仮設の取得したものに対して今後、どういうふうに使っていったらいいのか、壊してしまうのか、それともそれを利用していろいろするのか、その辺まで考えているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 土地につきましては私有地でございます。地権者は3名でございます。

それから、地元産ということでございますけれども、今回廻館につきましては輸入物の仮設住宅でございます。これはプレハブでございます中の中建てはそういう木材とかは地元を使って地元の大工さん、それから地元の設備業者さん、そういったことで地元主体で施工していきます。

それから、基準金額でございますけれども、大体今、県では550万円ぐらいでやっております。今回540万円ぐらいということで、それよりも下回っております。

それから、後の利用ということなんですが、この仮設住宅については、木のくいを打ってそれを基礎にしているものですから耐用年数的にはそんなに伸びるものではございません。ただ、このプレハブにつきましては、後で町として何か住宅に供給する場合、基礎をどこかに固定して利用ということは十分考えられますので、今後の課題になると思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 地権者が3名だということで、そうすると、その土地は借りるような形になるのでしょうか。これだって期間があると思うんですが、その辺の期間の設定というんですか、その辺は確認しているのかどうか、そういう契約はしているのかということもまたお聞きしたいと思います。

地元産、なかなかそこまではいかないけれども、今までの本当に欠陥住宅みたいところで住民からもクレームついたようなのではなくて、もうちょっと責任持ったものがつくれるのかなと、今聞きながらそう思っております。

価格については、よく私もわからないんですが、550万円ですか、その中の540万円ぐらいだと。あとは土地の造成とかそういうものにかかっているということ、先ほど説明ありました。かなり高いものというイメージが本当はあったんですが、そこまではいかないと。今の説明ですと、そういうことなのでそんなものかなという思いながら聞きました。本当に仮設は2年が限度だといって後は壊すだけしかないと、いつもそういう話を聞くんですが、そうしますと、これはもうちょっと利用価値があるような建物になるのかどうか、その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず契約期間でございますけれども、仮設住宅につきましては法律的には2年間ということでございます。ただ、なかなか2年間で今回の被災者が出る人というのは少ないんじゃないかと思っておりますので、そのことにつきましては地権者の皆さんにご協力をいただきながら対処をしてまいりたいと思います。

それから、住宅の利用ですけれども、これは完全にプレハブでございますので、ある程度、側は耐用年数がございますので、今後、その利用についてはいろいろ検討をできるんじゃないかと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 財産の取得について

○議長(後藤清喜君) 日程第9、議案第56号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

[事務局朗読]

[朗読分省略]

○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第56号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、館浜地区に設置を予定している仮設住宅15戸の買い取り業務について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長(西城 彰君) 議案書の18ページを説明させていただきます。

業務につきましては、議案の第55号と同じでございます。

3の取得の方法につきましても、随意契約の状況は同じでございます。今回館浜地区に15戸を建設を進めるわけです。それで、山大と宮城県森林組合連合会のJVでございますけれども、これにつきましては宮城県の森林組合連合会が主体でございます。建築資材、これについては木造でございますので南三陸町の森林組合のほうから木材については提供されます。それから、建築工事につきましては、南三陸町の建設職組合、それから外構、浄化槽においては南三陸町内の設備業者、こういった業者と連携して体制を組んで建築をするということでこういう進め方で構築済みでございます。

議案関係参考資料の11ページをお開きください。館浜地区仮設住宅の位置ということで、約2,000平方メートルのこれも民有地でございます。地権者は1人でございます。

次に、12ページをお開きください。ここに15戸の仮設住宅の配置がありますけれども、3Kタイプ、12坪7戸、2Kタイプ、これも9坪7戸でございます。1Kタイプが6坪1戸で合計15戸でございます。これにつきましては敷地造成あるいは浄化槽、受水槽、それから外構工事、こういったものも含め今回の買い取りということになりますので、よろしくご審議のほうをお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 55号のときには課長は、大変大きな声で地元業者だと、事業が非常に衰退しているのので地元の業者に発注するんだ、地元も雇用するんだということですが、今回は声のトーンが低くなりましてなぜだろうなと思ったら、地元業者でないんですね。何ですか、建築職組合がやるんだと。これは下請けなんですよ。下請けとなると、元請けからストレートにその金額が行くわけじゃないわけです。そうすると、地元におりるお金というのは少なくなるわけですよ。なぜ地元の業者さんと宮城県森林組合連合会がJVを組まないのか、そういう指導をしなかったんですか。なぜ石巻の業者さんを入れるんですか、不思議でならない。地元業者が非常に事業が衰退している中で、何かあるんですか、説明してください、納得いくように。地元の業者がないというのであれば仕方ないですよ、地元業者さん、仕事がなく大変なんです、今。なぜよそから連れてきているんですか。非常におかしい、疑問だ、不思議でならない、その辺の説明。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、この登録業者でございますけれども、これは国土交通省がこの登録の事務を一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会というところに委託をしております。その委託をしている中で輸入の住宅資材を用いた仮設住宅、これにつきましては205社登録しております。この登録の中に山庄建設が入っております。それから、宮城県の応急仮設住宅の県指定というものがございます。これは77社です。これもすまいづくりまちづくりセンター連合会に最終的には登録になるんですけども、ここに登録なっている業者以外は仮設住宅は施工できません。この中で山大と森林組合連合会につきましては地元の森林組合も連合会の中にごございますので、そういう地元の森林組合が主体になりまして地元産の材料を提供するというのと、すべてあとは地元で職人から設備、こういったものをすべて地元の活性化につながるように仮設住宅の建設を進めるというのが、この山大と森林組合連合会のJVの仮設住宅の登録でございますので、その辺、ご理解をいただきたいと

思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 国土交通省が当初、仮設住宅建設予定7万3,000戸ということでスタートをしたわけです。地元業者さん、特に建設業界に話しても足りなくなるだろうということでプレ協といいますか、プレハブ協会、輸入協会のほうに声がけしてしまってスタートしてしまったものだから、話をかけて仕事もさせないのもうまくないんだということで国土交通省もいろんな方法、わかっているんです。だから、地元業者だから先ほどの55号の説明がならないということなの、そういう説明は。そういうことに入っている、登録している業者さんがたまたま南三陸町もあったためにということだけであって、地元業者だから特に入れたんだということではないと。そういう説明になると、この56号もどうなんだということになってきますので、その辺、わかりました。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時37分 散会